

浦 臼 町 地 域 防 災 計 画

《 本 編 》

令和4年3月

浦 臼 町 防 災 会 議

| | |
|---|-----------|
| 目次 | |
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 計画策定の目的 | 1 |
| 第2節 用語の定義 | 2 |
| 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 | 3 |
| 第4節 計画の修正要領 | 4 |
| 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 5 |
| 第6節 町民及び事業所の基本的責務 | 8 |
| 第1 町民の責務 | 8 |
| 第2 事業者の責務 | 9 |
| 第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進 | 10 |
| 第4 町民運動の展開 | 10 |
| 第2章 浦臼町の概況 | 11 |
| 第1節 町の地勢 | 11 |
| 第1 位置及び面積 | 11 |
| 第2 地勢 | 12 |
| 第3 気候 | 12 |
| 第2節 災害の概要 | 13 |
| 第1 過去における主な災害記録 | 13 |
| 第3章 防災組織 | 15 |
| 第1節 組織計画 | 15 |
| 第1 町防災会議 | 15 |
| 第2 浦臼町災害対策本部 | 15 |
| 第3 本部の配備体制 | 18 |
| 第4 住民組織等への協力要請 | 20 |
| 第2節 気象業務に関する計画 | 22 |
| 第1 気象業務組織 | 22 |
| 第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 | 22 |
| 第3 異常現象を発見した者の措置等 | 33 |
| 第4章 災害予防計画 | 35 |
| 第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 | 35 |
| 第1 実施責任者 | 35 |
| 第2 配慮すべき事項 | 36 |
| 第3 普及・啓発及び教育の方法 | 36 |
| 第4 普及・啓発及び教育を要する事項 | 37 |
| 第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進 | 37 |

| | | |
|------------|-------------------------------|-----------|
| 第6 | 防災教育に役立つホームページ | 38 |
| 第7 | 要配慮者における防災教育 | 38 |
| 第8 | 社会福祉施設等の施設管理者における防災教育 | 38 |
| 第9 | 普及・啓発の時期 | 38 |
| 第10 | 民間団体等との連携 | 39 |
| 第2節 | 防災訓練計画 | 40 |
| 第1 | 訓練実施機関 | 40 |
| 第2 | 防災訓練の実施 | 40 |
| 第3 | 相互応援協定に基づく訓練 | 41 |
| 第4 | 民間団体等の連携 | 41 |
| 第5 | 複合災害に対応した訓練の実施 | 41 |
| 第3節 | 物資及び防災資器材等の整備・確保に関する計画 | 42 |
| 第1 | 備蓄の基本方針 | 42 |
| 第2 | 食料その他の物資の確保 | 42 |
| 第3 | 防災資器材の整備 | 43 |
| 第4 | 備蓄倉庫等の整備 | 43 |
| 第4節 | 相互応援（受援）体制整備計画 | 44 |
| 第1 | 基本的な考え方 | 44 |
| 第2 | 相互応援（受援）体制の整備 | 44 |
| 第3 | 災害時におけるボランティア活動の環境整備 | 45 |
| 第5節 | 自主防災組織の育成等に関する計画 | 46 |
| 第1 | 地域住民による自主防災組織 | 46 |
| 第2 | 事業所等の防災組織 | 46 |
| 第3 | 自主防災組織の編成 | 46 |
| 第4 | 自主防災組織の活動 | 46 |
| 第6節 | 避難体制整備計画 | 49 |
| 第1 | 避難誘導體制の構築 | 49 |
| 第2 | 指定緊急避難場所の確保等 | 50 |
| 第3 | 指定避難所の確保等 | 51 |
| 第4 | 避難場所、避難所の住民への周知 | 52 |
| 第5 | 町における避難計画の策定等 | 53 |
| 第6 | 防災上重要な施設の管理等 | 54 |
| 第7 | 施設の整備計画 | 55 |
| 第8 | 公共用地等の有効活用への配慮 | 55 |
| 第7節 | 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 | 56 |
| 第1 | 安全対策 | 56 |
| 第2 | 避難行動要支援者の避難支援 | 59 |
| 第3 | 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮 | 61 |
| 第4 | 避難行動支援に係わる共助の向上 | 62 |

| | | |
|-------------|----------------------|-----------|
| 第5 | 乳幼児、妊産婦対策 | 64 |
| 第6 | 外国人に対する対策 | 64 |
| 第8節 | 情報収集・伝達体制整備計画 | 65 |
| 第1 | 防災会議構成機関 | 65 |
| 第2 | 町、道及び防災関係機関 | 65 |
| 第9節 | 建築物災害予防計画 | 67 |
| 第1 | 予防対策 | 67 |
| 第2 | がけ地に近接する建築物の防災対策 | 67 |
| 第10節 | 消防計画 | 68 |
| 第1 | 消防体制の整備 | 68 |
| 第2 | 消防力の整備 | 68 |
| 第3 | 消防職員及び消防団員の教育訓練 | 68 |
| 第4 | 広域消防応援体制 | 68 |
| 第5 | 組織計画 | 69 |
| 第6 | 火災予防計画 | 69 |
| 第7 | 火災警報及び伝達計画 | 69 |
| 第8 | 招集計画 | 71 |
| 第9 | 消防職（団）員の招集 | 71 |
| 第10 | 消防車両の状況 | 71 |
| 第11 | 救助用機器 | 72 |
| 第12 | 山火事用資器材 | 72 |
| 第13 | 近隣市町（組合）相互応援計画 | 72 |
| 第14 | 救急計画 | 72 |
| 第11節 | 水害予防計画 | 73 |
| 第1 | 現況 | 73 |
| 第2 | 予防対策 | 73 |
| 第3 | 水防計画 | 74 |
| 第12節 | 風害予防計画 | 75 |
| 第1 | 予防対策 | 75 |
| 第13節 | 雪害予防計画 | 76 |
| 第1 | 予防対策 | 76 |
| 第2 | 警戒体制 | 76 |
| 第3 | なだれ防止対策 | 77 |
| 第4 | 電力施設の雪害防止対策 | 77 |
| 第5 | 排雪 | 77 |
| 第14節 | 融雪災害予防計画 | 78 |
| 第1 | 予防対策 | 78 |
| 第15節 | 土砂災害の予防計画 | 79 |
| 第1 | 現況 | 79 |

| | | |
|---------------------|-------------------------|------------|
| 第2 | 予防対策 | 79 |
| 第16節 | 積雪・寒冷対策計画 | 84 |
| 第1 | 積雪対策の推進 | 84 |
| 第2 | 避難救出措置等 | 84 |
| 第3 | 交通の確保 | 84 |
| 第4 | 雪に強いまちづくりの推進 | 85 |
| 第5 | 寒冷対策の推進 | 85 |
| 第17節 | 複合災害に関する計画 | 87 |
| 第1 | 予防対策 | 87 |
| 第18節 | 業務継続計画の策定 | 88 |
| 第1 | 業務継続計画（BCP）の概要 | 88 |
| 第2 | 業務継続計画（BCP）の策定 | 88 |
| 第3 | 庁舎等の災害対策本部機能等の確保 | 89 |
| 第5章 災害応急対策計画 | | 91 |
| 第1節 | 災害情報収集・伝達計画 | 91 |
| 第1 | 情報及び被害状況報告の収集、連絡 | 91 |
| 第2節 | 動員計画 | 94 |
| 第1 | 動員の配備、伝達系統及び方法 | 94 |
| 第2 | 配備体制の確立の報告 | 94 |
| 第3 | 各部別の動員要請 | 95 |
| 第4 | 消防機関等に対する伝達 | 95 |
| 第3節 | 災害通信計画 | 96 |
| 第1 | 通信手段の確保等 | 96 |
| 第2 | 通信設備の利用並びに通信途絶時等における措置等 | 96 |
| 第4節 | 災害広報・情報提供計画 | 100 |
| 第1 | 災害情報等の収集 | 100 |
| 第2 | 災害広報及び情報等の提供の方法 | 100 |
| 第3 | 庁内連絡 | 101 |
| 第4 | 安否情報の提供 | 101 |
| 第5節 | 避難対策計画 | 103 |
| 第1 | 避難実施責任者及び措置内容 | 103 |
| 第2 | 避難措置における連絡、助言、協力及び援助 | 104 |
| 第3 | 避難指示等の周知 | 105 |
| 第4 | 避難指示等の発令基準 | 106 |
| 第5 | 避難方法 | 106 |
| 第6 | 避難行動要支援者の避難支援 | 107 |
| 第7 | 避難路及び避難場所等の安全確保 | 108 |
| 第8 | 被災者の受入れ及び生活環境の整備 | 108 |
| 第9 | 指定緊急避難場所の開設 | 108 |

| | | |
|-------------|------------------------|------------|
| 第10 | 指定避難所の開設 | 108 |
| 第11 | 避難の準備、携帯品の制限等 | 109 |
| 第12 | 指定避難所の運営管理等 | 109 |
| 第13 | 帳簿類の整理 | 111 |
| 第14 | 道（空知総合振興局長）に対する報告 | 111 |
| 第15 | 広域避難 | 112 |
| 第16 | 広域一時滞在 | 112 |
| 第6節 | 応急措置実施計画 | 115 |
| 第1 | 実施責任者 | 115 |
| 第2 | 町の実施する応急措置 | 115 |
| 第3 | 警戒区域の設定 | 115 |
| 第4 | 町の実施する応急措置 | 116 |
| 第5 | 救助法適用の場合 | 118 |
| 第7節 | 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 | 120 |
| 第1 | 災害派遣要請 | 120 |
| 第2 | 経費等 | 121 |
| 第3 | 派遣部隊の撤収要求 | 122 |
| 第4 | 派遣活動 | 122 |
| 第5 | 自衛隊との連携強化 | 122 |
| 第6 | 災害派遣時の権限 | 123 |
| 第8節 | 広域応援・受援計画 | 124 |
| 第1 | 町、道、国間の応援・受援活動 | 124 |
| 第2 | 消防機関 | 125 |
| 第9節 | ヘリコプター等活用計画 | 126 |
| 第1 | 基本方針 | 126 |
| 第2 | 実施責任者 | 126 |
| 第3 | ヘリコプター等の活動内容 | 126 |
| 第4 | 北海道防災航空室への要請 | 127 |
| 第5 | 町の対応等 | 128 |
| 第6 | ドクターヘリの要請 | 129 |
| 第7 | ヘリコプター運航系統図 | 129 |
| 第10節 | 救助救出計画 | 131 |
| 第1 | 実施責任 | 131 |
| 第2 | 救助救出活動 | 131 |
| 第11節 | 医療救護計画 | 132 |
| 第1 | 実施責任者 | 132 |
| 第2 | 医療救護活動 | 132 |
| 第3 | 医療救護所の設置 | 132 |
| 第4 | 輸送体制の確保 | 133 |

| | | |
|-------------|----------------------|------------|
| 第5 | 医薬品等の確保 | 133 |
| 第6 | 災害通信伝達及び傷病者の把握 | 133 |
| 第7 | 経費の負担及び損害賠償 | 133 |
| 第8 | 町内の医療機関の状況 | 134 |
| 第9 | 臨時の医療施設に関する特例 | 134 |
| 第12節 | 防疫計画 | 135 |
| 第1 | 実施責任 | 135 |
| 第2 | 防疫班の編成 | 135 |
| 第3 | 感染症の予防 | 135 |
| 第4 | 患者等に対する措置 | 136 |
| 第5 | 指定避難所等の防疫指導 | 137 |
| 第6 | 防疫資器材の調達 | 137 |
| 第7 | 家畜防疫 | 137 |
| 第13節 | 災害警備計画 | 138 |
| 第1 | 災害に関する警察の任務 | 138 |
| 第2 | 災害時における警備体制の確立 | 138 |
| 第3 | 災害警備 | 138 |
| 第14節 | 交通応急対策計画 | 141 |
| 第1 | 交通応急対策の実施 | 141 |
| 第2 | 道路の交通規制 | 142 |
| 第3 | 緊急輸送のための交通規制 | 143 |
| 第4 | 緊急輸送道路ネットワーク計画 | 145 |
| 第15節 | 輸送計画 | 147 |
| 第1 | 実施責任 | 147 |
| 第2 | 輸送の方法 | 147 |
| 第16節 | 食料供給計画 | 148 |
| 第1 | 実施責任者 | 148 |
| 第2 | 食料供給の対象者 | 148 |
| 第3 | 食料供給の方法 | 148 |
| 第4 | 炊出しの計画 | 149 |
| 第17節 | 給水計画 | 150 |
| 第1 | 実施責任 | 150 |
| 第2 | 給水の実施 | 150 |
| 第18節 | 衣料、生活必需物資供給計画 | 152 |
| 第1 | 実施責任 | 152 |
| 第2 | 実施の方法 | 152 |
| 第3 | 供給又は貸与の対象者 | 152 |
| 第4 | 供給又は貸与の物資の種類 | 152 |
| 第5 | 供給又は貸与の方法 | 153 |

| | | |
|-------------|-------------------|------------|
| 第6 | 衣料、生活必需品等の調達先 | 153 |
| 第7 | 給与又は貸与期間 | 153 |
| 第19節 | 石油類燃料供給計画 | 154 |
| 第1 | 実施責任 | 154 |
| 第2 | 石油類燃料の確保 | 154 |
| 第20節 | 電力施設災害応急計画 | 155 |
| 第1 | 応急対策 | 155 |
| 第21節 | ガス施設災害応急計画 | 156 |
| 第1 | 応急対策 | 156 |
| 第22節 | 上下水道施設対策計画 | 158 |
| 第1 | 上水道 | 158 |
| 第2 | 下水道 | 158 |
| 第23節 | 応急土木対策計画 | 159 |
| 第1 | 災害の原因及び被害種別 | 159 |
| 第2 | 応急土木復旧対策 | 159 |
| 第24節 | 被災宅地安全対策計画 | 161 |
| 第1 | 危険度判定の実施の決定 | 161 |
| 第2 | 判定対象宅地 | 161 |
| 第3 | 判定士の業務 | 161 |
| 第4 | 危険度判定実施本部の業務 | 161 |
| 第5 | 事前準備 | 162 |
| 第25節 | 住宅対策計画 | 163 |
| 第1 | 実施責任 | 163 |
| 第2 | 実施の方法 | 163 |
| 第3 | 資材等のあっせん、調達 | 165 |
| 第4 | 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 | 165 |
| 第5 | 費用の限度及び期間 | 166 |
| 第6 | 公営住宅等のあっせん | 166 |
| 第7 | 住宅の応急復旧活動 | 166 |
| 第26節 | 障害物除去計画 | 167 |
| 第1 | 実施責任者 | 167 |
| 第2 | 障害物除去の対象 | 167 |
| 第3 | 障害物の除去の方法 | 167 |
| 第4 | 除去した障害物の集積場所 | 167 |
| 第5 | 放置車両の除去 | 167 |
| 第27節 | 文教対策計画 | 168 |
| 第1 | 実施責任 | 168 |
| 第2 | 応急対策実施計画 | 168 |
| 第3 | 救助法適用に伴う学用品の供給 | 170 |

| | | |
|-------------|------------------------------|------------|
| 第4 | 文化財保全対策 | 170 |
| 第28節 | 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 | 171 |
| 第1 | 実施責任 | 171 |
| 第2 | 実施の方法 | 171 |
| 第29節 | 家庭動物等対策計画 | 173 |
| 第1 | 実施責任 | 173 |
| 第2 | 家庭動物等の取扱い | 173 |
| 第3 | 同行避難 | 173 |
| 第4 | 応援の要請 | 173 |
| 第30節 | 応急飼料計画 | 174 |
| 第1 | 実施責任 | 174 |
| 第2 | 実施の方法 | 174 |
| 第3 | 家畜用水の確保 | 174 |
| 第31節 | 廃棄物等処理計画 | 175 |
| 第1 | 実施責任 | 175 |
| 第2 | 廃棄物等の処理方法 | 175 |
| 第32節 | 災害ボランティアとの連携計画 | 177 |
| 第1 | ボランティア団体・NPOの協力 | 177 |
| 第2 | ボランティアの受入れ | 177 |
| 第3 | ボランティア団体・NPOの活動 | 177 |
| 第4 | ボランティア活動の環境整備 | 178 |
| 第33節 | 労務供給計画 | 179 |
| 第1 | 実施責任 | 179 |
| 第2 | 民間団体への協力要請 | 179 |
| 第3 | 労務者の雇上げ | 180 |
| 第4 | 賃金及びその他の費用負担 | 180 |
| 第34節 | 職員派遣計画 | 181 |
| 第1 | 要請権者 | 181 |
| 第2 | 要請手続等 | 181 |
| 第3 | 派遣職員の身分取扱 | 181 |
| 第4 | 自衛隊に対する要請 | 182 |
| 第35節 | 災害救助法の適用と実施 | 183 |
| 第1 | 実施体制 | 183 |
| 第2 | 救助法の適用基準 | 183 |
| 第3 | 救助法の適用手続 | 184 |
| 第4 | 救助の実施と種類 | 184 |
| 第5 | 基本法と救助法の関連 | 185 |

| | | |
|------------|-----------------|------------|
| 第6章 | 地震災害対策計画 | 187 |
| 第1節 | 総則 | 187 |

| | | |
|------------|------------------------|------------|
| 第1 | 計画の目的 | 187 |
| 第2 | 計画推進に当たっての基本となる事項 | 187 |
| 第3 | 計画の基本方針 | 187 |
| 第4 | 浦臼町の社会的情勢 | 188 |
| 第5 | 町における地震の想定 | 190 |
| 第2節 | 災害予防計画 | 193 |
| 第1 | 町民の心構え | 193 |
| 第2 | 地震に強いまちづくり推進計画 | 195 |
| 第3 | 地震に関する防災知識の普及・啓発 | 197 |
| 第4 | 防災訓練計画 | 198 |
| 第5 | 物資及び防災資器材等の整備・確保に関する計画 | 198 |
| 第6 | 相互応援（受援）体制整備計画 | 199 |
| 第7 | 自主防災組織の育成等に関する計画 | 199 |
| 第8 | 避難体制整備計画 | 199 |
| 第9 | 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 | 199 |
| 第10 | 火災予防計画 | 199 |
| 第11 | 危険物等災害予防計画 | 201 |
| 第12 | 建築物等災害予防計画 | 203 |
| 第13 | 土砂災害の予防計画 | 205 |
| 第14 | 液状化災害予防計画 | 205 |
| 第15 | 積雪・寒冷対策計画 | 206 |
| 第16 | 業務継続計画の策定 | 206 |
| 第17 | 複合災害に関する計画 | 206 |
| 第3節 | 災害応急対策計画 | 207 |
| 第1 | 応急活動体制 | 207 |
| 第2 | 地震情報の伝達計画 | 207 |
| 第3 | 災害情報等の収集、伝達計画 | 210 |
| 第4 | 災害広報計画 | 212 |
| 第5 | 避難対策計画 | 212 |
| 第6 | 救助救出計画 | 212 |
| 第7 | 地震火災等対策計画 | 212 |
| 第8 | 災害警備計画 | 214 |
| 第9 | 交通応急対策計画 | 214 |
| 第10 | 輸送計画 | 214 |
| 第11 | ヘリコプター等活用計画 | 214 |
| 第12 | 食料供給計画 | 214 |
| 第13 | 給水計画 | 214 |
| 第14 | 衣料・生活必需物資供給計画 | 215 |
| 第15 | 石油類燃料供給計画 | 215 |

| | | |
|------------|-----------------------|------------|
| 第16 | 生活関連施設対策計画 | 215 |
| 第17 | 医療救護計画 | 215 |
| 第18 | 防疫計画 | 215 |
| 第19 | 廃棄物等処理計画 | 215 |
| 第20 | 家庭動物等対策計画 | 215 |
| 第21 | 文教対策計画 | 215 |
| 第22 | 住宅対策計画 | 216 |
| 第23 | 被災建築物安全対策計画 | 216 |
| 第24 | 被災宅地安全対策計画 | 218 |
| 第25 | 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 | 218 |
| 第26 | 障害物除去計画 | 218 |
| 第27 | 広域応援・受援計画 | 218 |
| 第28 | 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 | 218 |
| 第29 | 防災ボランティアとの連携計画 | 218 |
| 第30 | 災害救助法の適用と実施 | 219 |
| 第4節 | 災害復旧・被災者援護計画 | 220 |
| 第1 | 災害復旧計画 | 220 |
| 第2 | 被災者援護計画 | 220 |
| 第7章 | 事故災害対策計画 | 223 |
| 第1節 | 航空災害対策計画 | 223 |
| 第1 | 基本方針 | 223 |
| 第2 | 災害応急対策 | 223 |
| 第2節 | 道路災害対策計画 | 227 |
| 第1 | 基本方針 | 227 |
| 第2 | 災害予防 | 227 |
| 第3 | 災害応急対策 | 227 |
| 第3節 | 危険物等災害対策計画 | 232 |
| 第1 | 基本方針 | 232 |
| 第2 | 危険物の定義 | 232 |
| 第3 | 災害予防 | 232 |
| 第4 | 災害応急対策 | 233 |
| 第4節 | 大規模な火事災害対策計画 | 236 |
| 第1 | 基本方針 | 236 |
| 第2 | 災害予防 | 236 |
| 第3 | 災害応急対策 | 236 |
| 第4 | 災害復旧 | 238 |
| 第5節 | 林野火災対策計画 | 239 |
| 第1 | 基本方針 | 239 |
| 第2 | 予防対策 | 239 |

| | |
|-------------------------|------------|
| 第3 応急対策 | 241 |
| 第6節 大規模停電対策計画 | 244 |
| 第1 基本方針 | 244 |
| 第2 災害予防 | 244 |
| 第3 災害応急対策 | 244 |
| 第8章 災害復旧・被災者援護計画 | 249 |
| 第1節 災害復旧計画 | 249 |
| 第1 実施責任者 | 249 |
| 第2 復旧事業計画 | 249 |
| 第3 災害復旧予算措置 | 250 |
| 第4 激甚災害に係る財政援助措置 | 250 |
| 第2節 被災者援護計画 | 251 |
| 第1 罹災証明書の交付 | 251 |
| 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 | 251 |
| 第3 融資・貸付け等による金融支援 | 253 |

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、浦臼町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 浦臼町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関する事。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関する事。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関する事。
- 5 災害復旧に関する事。
- 6 防災訓練に関する事。
- 7 防災思想の普及に関する事。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 用語の定義

本計画で使用する用語等は、次による。

| 標記 | 説明 |
|-------------|--|
| 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） |
| 救助法 | 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号） |
| 水防法 | 水防法（昭和24年法律第193号） |
| 町防災会議 | 浦臼町防災会議 |
| 本部（長） | 浦臼町災害対策本部（長） |
| 本計画 | 浦臼町地域防災計画 |
| 防災会議構成機関 | 浦臼町防災会議条例（昭和37年12月24日浦臼町条例第21号、資料7-1）第3条第5項に定める委員の属する機関 |
| 災害予防責任者 | 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者 |
| 災害応急対策実施責任者 | 基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者 |
| 災害 | 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、地震、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害 |
| 防災 | 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。 |
| 複合災害 | 同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象 |
| 要配慮者 | 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、災害時に特に配慮を要する者 |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |
| 避難場所 | 指定緊急避難場所、指定避難所等、町民が災害から身を守るために避難する場所 |
| 福祉避難所 | 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した避難所 |

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であるため、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難場所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより本計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- (1) 社会、経済の発展に伴い本計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- (2) 防災関係機関が行う防災上の施策によって本計画の変更（削除）を必要とするとき。
- (3) 新たな本計画を必要とするとき。
- (4) 防災基本計画の修正が行われたとき。
- (5) その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な修正（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更等）については、道知事との協議を要せず、町防災会議の採決により行うこととし、その結果を道知事に報告するものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、町民等の間、町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

| 区分 | 機関名 | 処理すべき事項又は業務の大綱 |
|--------------|---|---|
| 指定地方 行政機関 | 北海道農政事務所 旭川地域拠点 | (1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関する事。 |
| | 北海道労働局 岩見沢労働基準監督署 | (1) 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関する事。 |
| | 北海道開発局 札幌開発建設部 (滝川道路事務所) (滝川河川事務所) | (1) 災害に関する情報の伝達・収集に関する事。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関する事。 (3) 災害対策用機材等の地域への支援に関する事。 (4) 国道の整備並びに災害復旧に関する事。 (5) 直轄河川の維持管理、整備及び災害復旧に関する事。 (6) 災害対策現地情報連絡員の派遣等、町が行う防災業務の協力に関する事。 (7) 補助事業に係る指導、監督に関する事。 |
| | 札幌管区气象台 | (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。 |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊第11旅団 第10即応機動連隊 (滝川駐屯地司令) | (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ部隊等の一部を協力させる事。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関する事。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣する事。 |

| 区分 | 機関名 | 処理すべき事項又は業務の大綱 |
|----------------|-----------------------|--|
| 北海道 空知総合振興局 | 地域創生部 地域政策課 | (1) 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事 (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関する事 (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関する事 (6) 自衛隊の災害派遣要請に関する事 |
| | 札幌建設管理部 滝川出張所 | (1) 道道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事 (2) 河川の改修、維持管理及び災害復旧の実施に関する事 (3) 水防技術の指導に関する事 |
| | 保健環境部 滝川地域保健室 | (1) 災害時における医療救護活動の推進に関する事 (2) 災害時における防疫の指導及び活動に関する事 (3) 災害時における給水、清掃等環境衛生活動の推進に関する事 (4) 食品衛生の指導及び監視に関する事 |
| | 森林室 砂川事務所 | (1) 林野火災の予防対策に関する事 (2) 災害時における森林対策の実施に関する事 |
| | 空知農業改良普及センター 中空知支所 | (1) 災害時における営農指導に関する事 |
| 北海道警察 | 札幌方面滝川警察署 | (1) 町民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事 (2) 災害情報の収集に関する事 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事 (4) 犯罪の予防、取締り等に関する事 (5) 危険物に対する保安対策に関する事 (6) 広報活動に関する事 (7) 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事 |
| 浦臼町 | 浦臼町役場 | (1) 浦臼町防災会議に関する事務に関する事 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整に関する事 (3) 自主防災組織の充実にに関する事 (4) 町民の自発的な防災活動の促進を図ること (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 (6) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事 |
| | 浦臼町教育委員会 | (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関する事 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事 |

| 区分 | 機関名 | 処理すべき事項又は業務の大綱 |
|-----------------------|---|--|
| 消防機関 | 砂川地区広域消防組合 砂川消防署 奈井江・浦臼支署 | (1) 消防業務及び水防業務に関すること。 (2) 災害時における町民の生命及び財産の保護に関すること。 (3) 災害時における避難誘導、救助及び救急に関すること。 (4) 町の要請に基づいた防災対策の支援及び協力に関すること。 (5) 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。 (6) その他災害時における救助活動に関すること。 |
| 指定公共機関 | 日本郵便（株） 北海道支社 （浦臼町内郵便局） | (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。 |
| | 東日本電信電話（株） 北海道事業部 | (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関すること。 |
| | 北海道電力（株） | (1) 電力供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 |
| | 北海道電力ネットワーク（株） 滝川ネットワークセンター | (3) 電力施設の被災状況及び復旧見込等の周知に関すること。 |
| 指定地方公共機関 | 空知医師会 | (1) 災害時における救急医療に関すること。 |
| | 浦臼土地改良区 | (1) 土地改良施設の防災対策に関すること。 (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 |
| | (一社)北海道建設業協会 （浦臼建設協会） | (1) 災害時における応急対策業務に関すること。 |
| | (一社)北海道バス協会 （北海道中央バス（株）、 （株）美唄自動車学校 （美自校観光バス）） | (1) 災害時における公共交通機関の確保に関すること。 |
| 公共的団体 防災上重要な施設の管理者 | ピンネ農業協同組合 浦臼支所 | (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること。 (3) 共済金支払いの手続に関すること。 |
| | 浦臼町商工会 | (1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保への協力に関すること。 (2) 被災会員に対する融資のあっせんに関すること。 |
| | 一般病院・診療所 | (1) 災害時において医療及び防疫対策についての協力に関すること。 |
| | 一般運送業者 | (1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関すること。 |
| | 危険物関係施設の管理者 | (1) 災害時における危険物の保安に関する措置に関すること。 |
| | 西空知広域水道企業団 | (1) 災害時における飲料水の確保に関すること。 (2) 上水道施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 |
| | 浦臼町社会福祉協議会 | (1) 避難行動要支援者への避難支援の協力に関すること。 |

第6節 町民及び事業所の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練等自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

1 平常時の心得

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や行政区における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・要配慮者の救助
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町及び防災関係機関並びに自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーン（供給網）の確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町との連携に努めるものとする。
- 3 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 浦臼町の概況

第1節 町の地勢

第1 位置及び面積

本町は空知管内のほぼ中心部に位置し、樺戸郡の中央にあり、石狩川の右岸に位置している。東は石狩川を隔てて美唄市、砂川市及び奈井江町と、西は樺戸山地の峰を境界として当別町と、北は樺戸境川を隔てて新十津川町と、南はトレスリップタウシナイ川を隔てて月形町と接している。

東経 141度49分

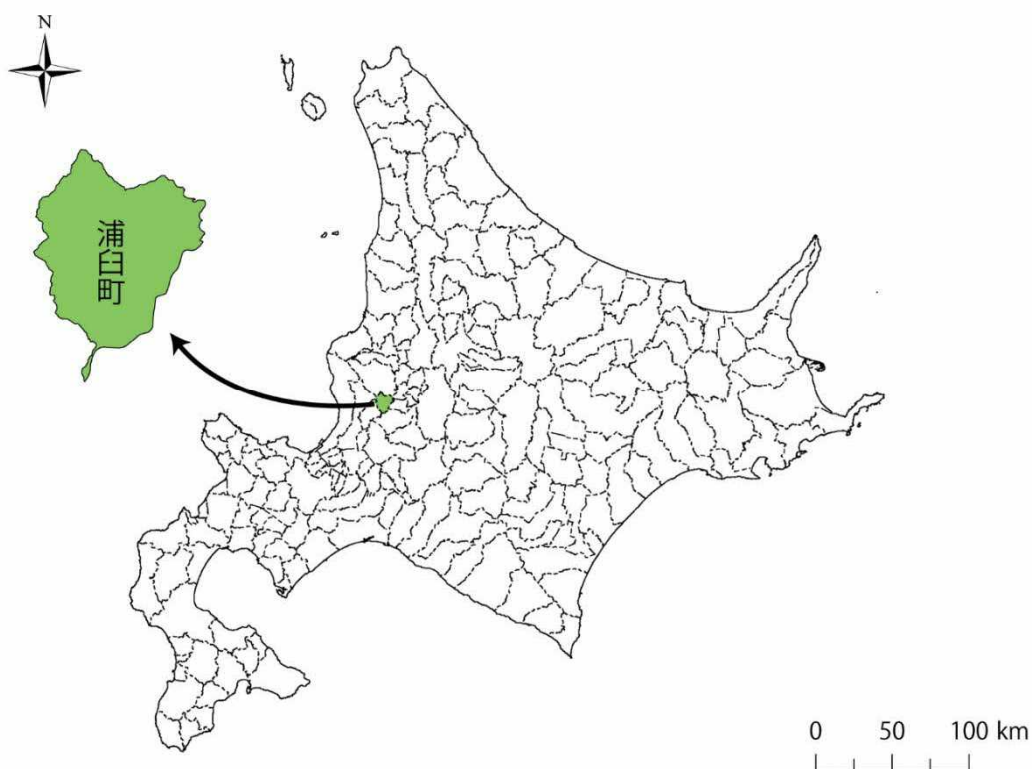
北緯 43度25分

面積 101.83km²

東西 9.8km

南北 14.0km

1 浦臼町の位置



2 浦臼町の周辺部



第2 地勢

本地域の地形は、西部一帯が高峰隈根尻山を中心とした山岳地帯で、その麓から扇状系に波状系の大地が東にのびており、その標高は平均80mで、大部分が農地となっている。また、台地より東側一帯は石狩平野の一部で、標高20m内外と低く平坦な地形であり、ここには西北岳地帯から石狩川に流入する小河川が数多く入り込み、また往時蛇行していた石狩川の旧河川跡が現在沼として散在しており、これらは現在も重要なかんがい資源として利用されている。

第3 気候

内陸型で四季の変化に富み、冬は北西の風が強く、寒冷地帯で積雪量も多い。夏は南西の風が多く、温暖な気候に恵まれている。年平均気温は7度前後であり、年間降水量は1,500mmぐらいで7月から1月にかけてが比較的多く、初雪は11月上旬、融雪は3月下旬頃である。積雪は平地では1mぐらい、山地では2m近くに達する。

第2節 災害の概要

本町の災害は、冷害が最も多く、次いで暴風雨による水害が主なものといえる。

第1 過去における主な災害記録

過去における主な災害記録は、資料3-1のとおりである。

資料3-1 災害記録

資料編P. 21

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害及び気象に関する情報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図る。

第1節 組織計画

第1 町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、浦臼町防災会議条例（資料7-1）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とするもので、その組織及び運営の概要は次のとおりである。

資料7-1 浦臼町防災会議条例

資料編P. 39

1 町防災会議組織図

町防災会議の組織は、資料1-1のとおりである。

資料1-1 浦臼町防災会議組織図

資料編P. 1

2 運営

浦臼町防災会議条例（資料7-1）及び浦臼町防災会議運営規定（資料7-2）の定めるところによる。

資料7-1 浦臼町防災会議条例

資料編P. 39

資料7-2 浦臼町防災会議運営規定

資料編P. 41

第2 浦臼町災害対策本部

町長は、災害時において、防災活動を推進するため必要があると認めるときは、基本法第23条及び浦臼町災害対策本部条例（資料7-4）の規定に基づき災害対策本部を設置し、浦臼町災害対策本部運営規程（資料7-5）に基づき運営するものとする。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応が取れるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

資料7-4 浦臼町災害対策本部条例

資料編P. 43

資料7-5 浦臼町災害対策本部運営規定

資料編P. 44

1 本部の設置基準、組織及び所掌事務等

(1) 本部の設置基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号のいずれかに該当し必要と認めるときは、基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

| 災害対策本部設置基準 | |
|------------|--|
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 |
| 雪害 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 |
| 地震 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 |
| 大事故等 | |
| 航空災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・航空機の墜落炎上等により、大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 |
| 道路災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 |
| 危険物等災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 |
| 大規模火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 |
| 林野火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 |
| 大規模停電災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。 |
| 冷（湿）害 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。 |

(2) 本部の組織等

ア 本部の組織

本部の組織は、1－2のとおりとする。

イ 本部の所掌事務

本部の所掌事務は、1－3のとおりとする。

(3) 本部の解散

町長は、予想される災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

(4) 本部の設置又は解散の通知及び公表

本部を設置又は解散したときは、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、住民に対しては防災行政無線等により周知する。

| | |
|-------|------------|
| 資料1-2 | 災害対策本部組織 |
| 資料1-3 | 災害対策本部所掌業務 |

| |
|---------|
| 資料編P. 2 |
| 資料編P. 4 |

2 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の変更及び解除に関すること。
- イ 災害情報及び災害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 自衛隊等関係機関に対する応援の要請及び救助法適用の申請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員会議は、本部長が必要に応じ招集する。
- イ 本部員は、それぞれの所管事項について必要な資料を提出しなければならない。
- ウ 本部員は、必要に応じ所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員は、会議の招集が必要であると認めるときは、総務対策部にその旨を申し出るものとする。

3 標識

(1) 本部の標識

本部を設置したときは、標識（資料1-4）を役場正面玄関前に掲示するものとする。

(2) 本部職員の腕章

災害対策に従事する本部職員は、腕章（資料1-5）を帯用するものとする。

(3) 本部自動車の標識

災害対策に使用する本部の自動車には、標識（資料1-6）を掲げるものとする。

| | |
|-------|----------|
| 資料1-4 | 本部の標識 |
| 資料1-5 | 本部の腕章 |
| 資料1-6 | 本部自動車の標識 |

| |
|----------|
| 資料編P. 12 |
| 資料編P. 13 |
| 資料編P. 14 |

4 現地災害対策本部

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部を設置する。

(1) 組織等

ア 組織

現地災害対策本部の組織は、資料1-7のとおりとする。

| | |
|-------|-------------|
| 資料1-7 | 現地災害対策本部組織図 |
|-------|-------------|

| |
|----------|
| 資料編P. 15 |
|----------|

5 町長の職務の代理

災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

第3 本部の配備体制

1 配備体制

本部は、被害を最小限度に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、町長が必要と認めたときは、非常配備体制をとることができる。

| 種別 | 配備の時期 | 配備の内容 | 任務 | 配備要員 |
|----------------|--|--|--|-------------------------------|
| 第1非常配備 (準備) | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等により災害の発生が予想されるとき、又は気象警報を受けたとき。 2 町内に震度4の地震が発生したとき。 3 その他、本部長が当該配備を必要と認めたとき。 | 情報収集・伝達・報告及び連絡調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況により更に次の第2非常配備に移行し得る体制を整えておくこととする。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 | 各課長及び総務課・産業建設課の係長以上の職員、防災担当職員 |
| 第2非常配備 (警戒) | <ol style="list-style-type: none"> 1 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 2 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要があると認めるとき。 | 災害の発生とともに、関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動ができる体制とする。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施 | 全職員 |
| 第3非常配備 (出動) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部設置基準によるとともに浦臼町を含む地域に特別警報が発表されたとき。 2 町内に震度6弱の地震が発生したとき。 | 災害対策本部全職員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急処置を講じ災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救護を実施する。また、特別警報を受けた場合には、非常に危険な状況であり、直ちに最善を尽くして身を守るように住民へ呼びかける。 | 災害業務全般の実施 | 全職員 |

備考 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認める場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 本部各班の配備要請

(1) 動員（召集）の方法

- ア 総務班は、本部長の非常配備決定に基づき各班長に対し、本部の設置及び非常配備の種別を通知するものとする。
- イ 前号の規程による通知を受けた班長は、配備要員に対し当該通知の内容を周知するものとする。
- ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各班においては、あらかじめ班内の動員（召集）系統を確立しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（召集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

3 休日・夜間の連絡体制

休日・夜間の連絡に関しては、第5章第2節「動員計画」に定めるところにより行うものとする。

4 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動の開始及び終了

- ア 活動の開始
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。
- イ 活動の終了
本部長は、予想された災害の危機が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部の活動を終了し本部を解散する。

(2) 非常配備体制下の活動

- ア 第1非常配備体制下の活動
第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 総務班は、気象台その他関係機関と連絡をとり、地震情報を含む防災気象情報の收受、伝達等を行う。
 - (イ) 総務班は、雨量、水位等に関する情報を関係機関から収集する。
 - (ウ) 関係各班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに随時待機班員に必要な指示を行うものとする。
 - (エ) 第1非常配備につく班員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。
- イ 第2非常配備体制下の活動
第2非常配備体制下の活動における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
 - (イ) 各班長は、情報の収集及び伝達体制を強化する。
 - (ウ) 総務対策部長は、各班長及び防災関係機関と連携を密にして客観的に情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
 - (エ) 各班長は、次の措置を講じ、その状況を本部長に報告するものとする。

- a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
- b 装備、物資、資器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
- c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員及び本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び本部情報収集責任者を置くものとする。

ア 本部連絡員

- (ア) 本部長が必要と認めたときは本部連絡員を置く。
- (イ) 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班に伝達するものとする。

イ 本部情報収集責任者

- (ア) 設置と同時に本部情報収集責任者を置く。
- (イ) 本部情報収集責任者は、総務対策部員のうちから総務対策部長が指名するものをもってあてる。
- (ウ) 本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たるものとする。

5 本部を設置しない場合の準用

町長は、本部の設置に至らない小規模災害等で、次の各号のいずれかに該当するときは、本節第3の1から4までの規定を準用して、災害対策を実施するものとする。

- (1) 風雨、風雪、大雨、大雪等の注意報等が発令され、気象の推移により災害対策を必要とするとき。
- (2) 局地的に比較的軽微な災害が発生し、災害対策を必要とするとき。
- (3) 本部の設置前又は本部の廃止後において、なお災害対策を必要とするとき。（町長が招集する対策会議は、本部が設置された場合の本部員会議に準じて対策を行う。）

第4 住民組織等への協力要請

1 住民組織等への協力要請

町長は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、特に必要と認めるときは、次の各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

2 協力要請先

| 団体名 | 関係所管課 |
|-----------|--------|
| 浦臼町赤十字奉仕団 | 住民課生活係 |
| 浦臼町連合町内会 | 総務課庶務係 |

備考 各町内会の代表者名、連絡先等については、別に名簿を調製しておくものとする。

3 協力要請事項

- (1) 住民避難誘導及び救出並びに被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための指定緊急避難場所及び被災者の収容のための指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) その他救助活動に必要な事項で本部長が協力を求めたもの

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当気象官署

(1) 予報区

ア 北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

(ア) 一次細分区域

府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割した区域

(イ) 市町村等をまとめた地域

特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するため、二次細分区域をまとめた地域

(ウ) 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域

| 府県予報区 (担当気象官署) | 一次細分区域名 | 市町村等を まとめた地域 | 二次細分区域名 |
|-------------------------|---------|-----------------|---------|
| 石狩・空知・後志地方 (札幌管区気象台) | 空知地方 | 中空知 | 浦臼町 |

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、

その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、北海道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

| 特別警報の種類 | 発表想定 |
|---------|---|
| 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| 大雪特別警報 | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 |

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象等に関する気象警報・注意報

(ア) 気象警報（発表基準は、資料3-2を参照）

| | |
|-------|---|
| 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 大雪警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |

(イ) 気象注意報（発表基準は、資料3-2を参照）

| | |
|-------|---|
| 大雨注意報 | 大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 |
| 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 雷注意報 | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |

| | |
|----------|---|
| 乾燥注意報 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 |
| なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 着氷（雪）注意報 | 著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| 融雪注意報 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。 |
| 霜注意報 | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。 |

ウ 洪水警報及び注意報

| | |
|-------|--|
| 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

| 警戒レベル | 状況 | 住民が取るべき行動 | 行動を促す情報(避難情報等) | 住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報 | | | | |
|--------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|--------------------------------------|---|---|--|--|
| | | | | 洪水に関する情報 | | | 土砂災害に関する情報 | |
| | | | | 水位情報が ある場合 (下段：群馬河川の 危険度分布) | 水位情報が ない場合 (下段：洪水警報の 危険度分布) | 内水氾濫に 関する情報 | 土砂災害に 関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布) | 高潮に 関する情報 |
| 5 相当 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保! | 緊急安全確保 (必ず発令されるものではない) | 氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性) | 大雨特別警報 (浸水害) 危険度分布：黒 (氾濫している可能性) | | 大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (氾濫している可能性) | 高潮氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性) |
| ～<警戒レベル4までに必ず避難!>～ | | | | | | | | |
| 4 相当 | 災害のお それ高い | 危険な場所から 全員避難 | 避難指示 (従来の避難勧告の タイミングで発令) | 氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相繼) | 大雨警戒情報 (浸水害) 危険度分布：うす紫 (非常に危険) | 内水氾濫 危険情報 (水位基準地下水道 において発表され る情報) | 土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫 (非常に危険) | 高潮特別警報 高潮警報 危険度分布：うす紫 (非常に危険) |
| 3 相当 | 災害のお それあり | 危険な場所から 高齢者等は避難* | 高齢者等避難 | 氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (氾濫危険水位超過相繼) | 洪水警戒情報 危険度分布：赤 (警戒) | | 大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒) | 高潮警報に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報 危険度分布：赤 (警戒) |
| 2 相当 | 気象状況 悪化 | 自らの避難行動を 確認する | 大雨、洪水、高潮注意報 | 氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過) | 洪水注意情報 危険度分布：黄 (注意) | | 大雨注意情報 危険度分布：黄 (注意) | 高潮注意情報 危険度分布：黄 (注意) |
| 1 相当 | 今後気象 状況悪化 のおそれ | 災害への心構えを 高める | 早期注意情報 | | | | | |

町は、警戒レベル相当情報のほか、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(町に対し、関係機関からプッシュ型で提供される情報)

下段細字：常時、地図上での色表示などにより、状況が提供されている情報(町が自ら確認する必要がある情報)

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)より

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

気象官署の発表する気象等に関する特別警報、警報、注意報の伝達は、気象等に関する特別警報、警報、注意報の伝達系統図に基づき、電話、防災行政無線等最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 特別警報、警報、注意報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は宿日直職員が受領する。

気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達責任者一覧表

| 伝達先 | 伝達責任者 | 伝達方法 | 備考 |
|------------|-----------|---------|----------|
| 庁内関係各課 | 総務課長 | 口頭、庁内放送 | |
| 教育委員会 | 〃 | 電話、口頭 | |
| 砂川地区広域消防組合 | 〃 | 〃 | |
| 関係機関 団体 | 〃 | 〃 | |
| 町内会長 | 〃 | 〃 | 広報車、防災無線 |
| 各学校 | 教育委員会事務局長 | 〃 | |
| 認定こども園 | 福祉課長 | 〃 | |

イ 勤務時間外に、宿日直職員が気象等に関する特別警報、警報、注意報等を受けたときは、気象情報受領票（様式1）に記載するとともに、次に掲げる警報については総務課長（不在のときは、総務課主幹、交通防災係長）に連絡し、当直明けの際に気象情報受領票を提出するものとする。

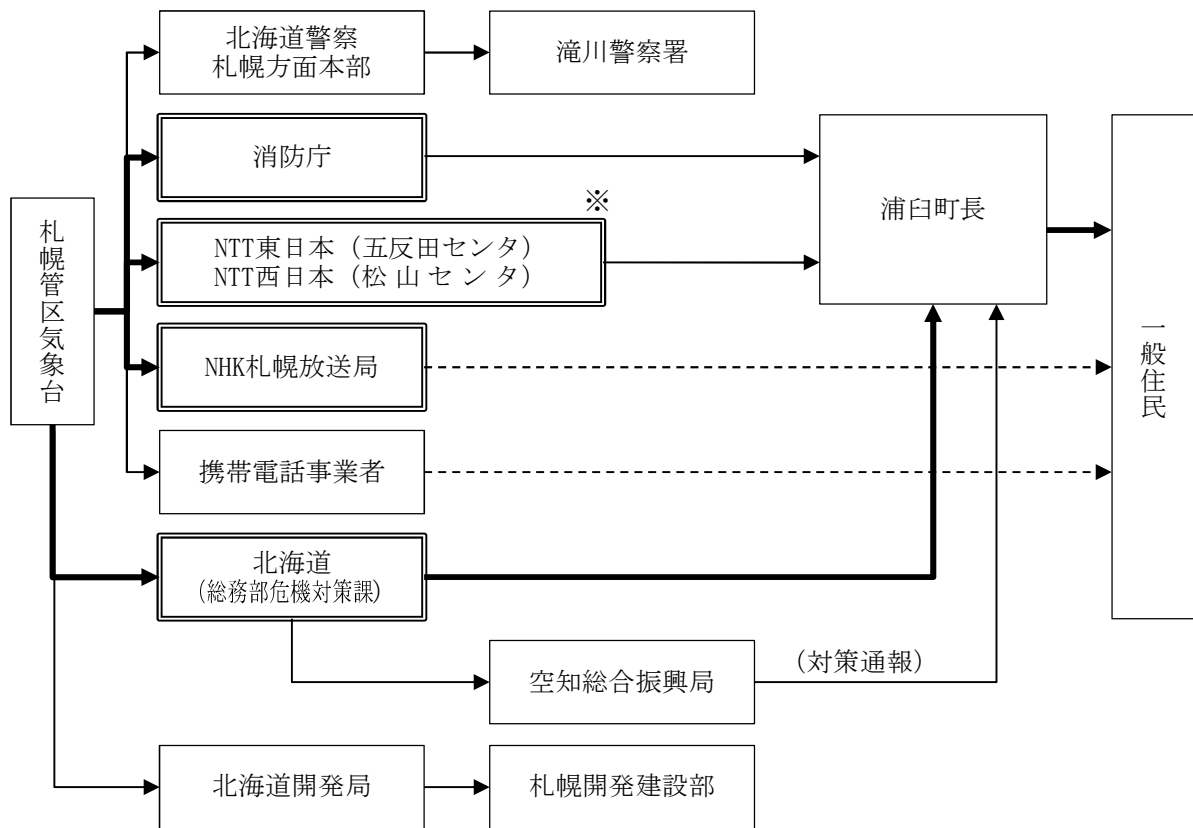
(ア) 気象警報

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪

(イ) その他

気象情報を受領した場合には、直ちに総務課長（不在のときは総務課主幹、交通防災係長）に連絡するものとする。

気象等に関する特別警報、警報、注意報伝達系統図



- (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先
 (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2の規定に基づく通知
 もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- (点線) は、放送・無線
- ・緊急速報メールは気象等 (大雨、暴風、暴風雪、大雪) に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- ※ NTT東日本及びNTT西日本への伝達は特別警報及び警報のみ伝達

| | |
|--------------------|-----------|
| 資料3-2 警報・注意報発表基準一覧 | 資料編P. 23 |
| 様式1 気象情報受領票 | 資料編P. 151 |

2 キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布)

キキクルの種類と概要

| 種類 | 概要 |
|-------------------------------|--|
| 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) ※ | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報 (土砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」 (うす紫) : 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」 (赤) : 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」 (黄) : ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |

| 種類 | 概要 |
|-------------------------|--|
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |

3 水防活動用気象等警報及び注意報

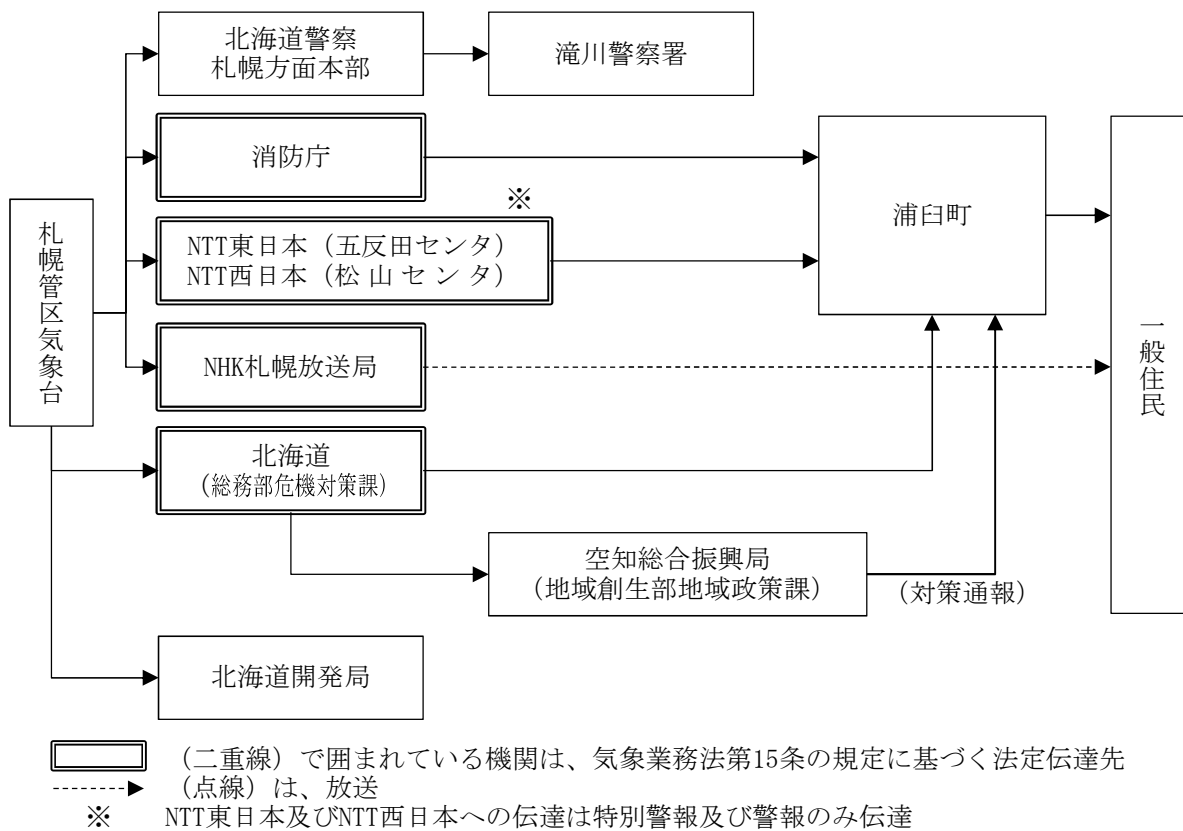
（1）種類

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により、代行する。

| | |
|------------|--------|
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報 |
| 水防活動用気象警報 | 大雨警報 |
| | 大雨特別警報 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報 |
| 水防活動用洪水警報 | 洪水警報 |

(2) 伝達

伝達については、以下の系統図に基づいて実施する。

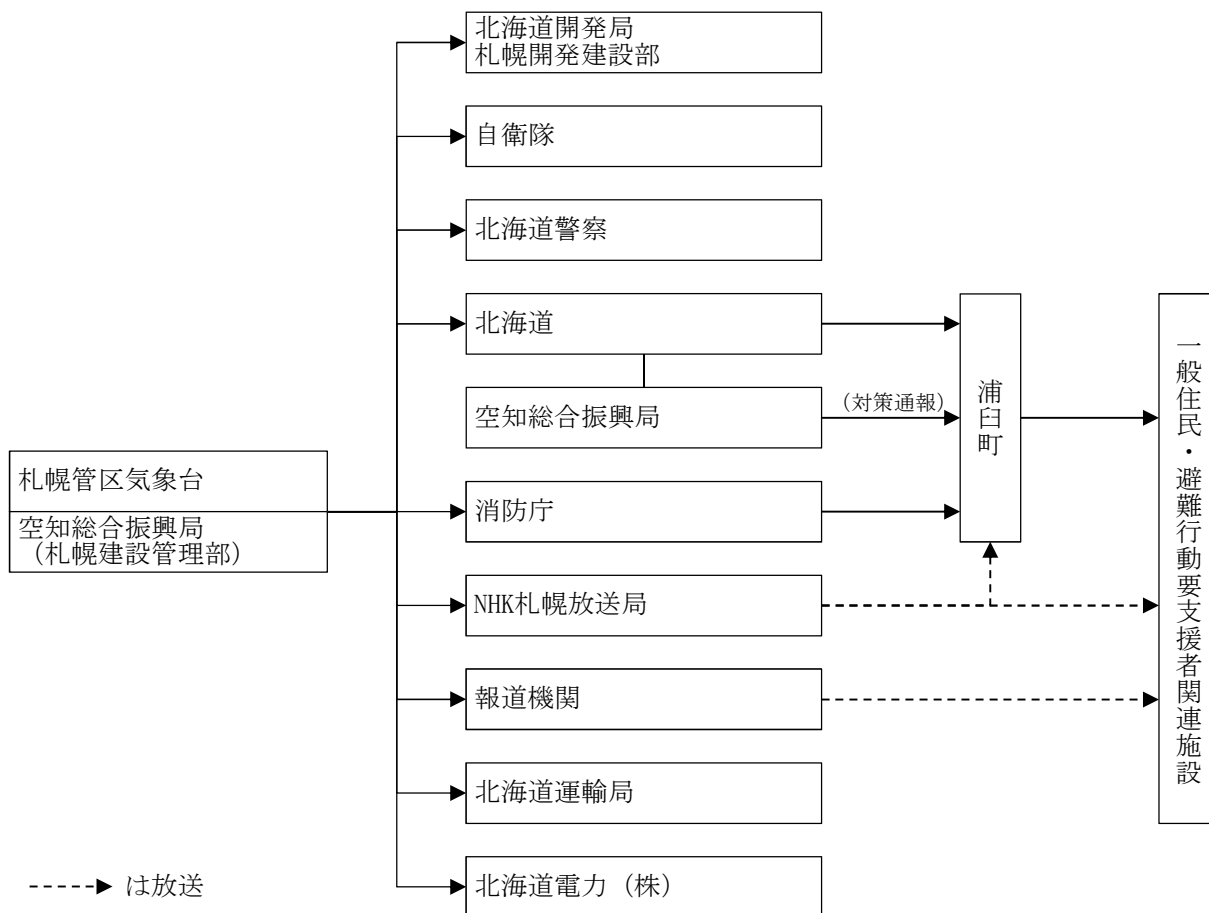


4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は、次の系統によって行う。



5 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。

なお、本町においては、石狩川が洪水予報河川に指定されている。

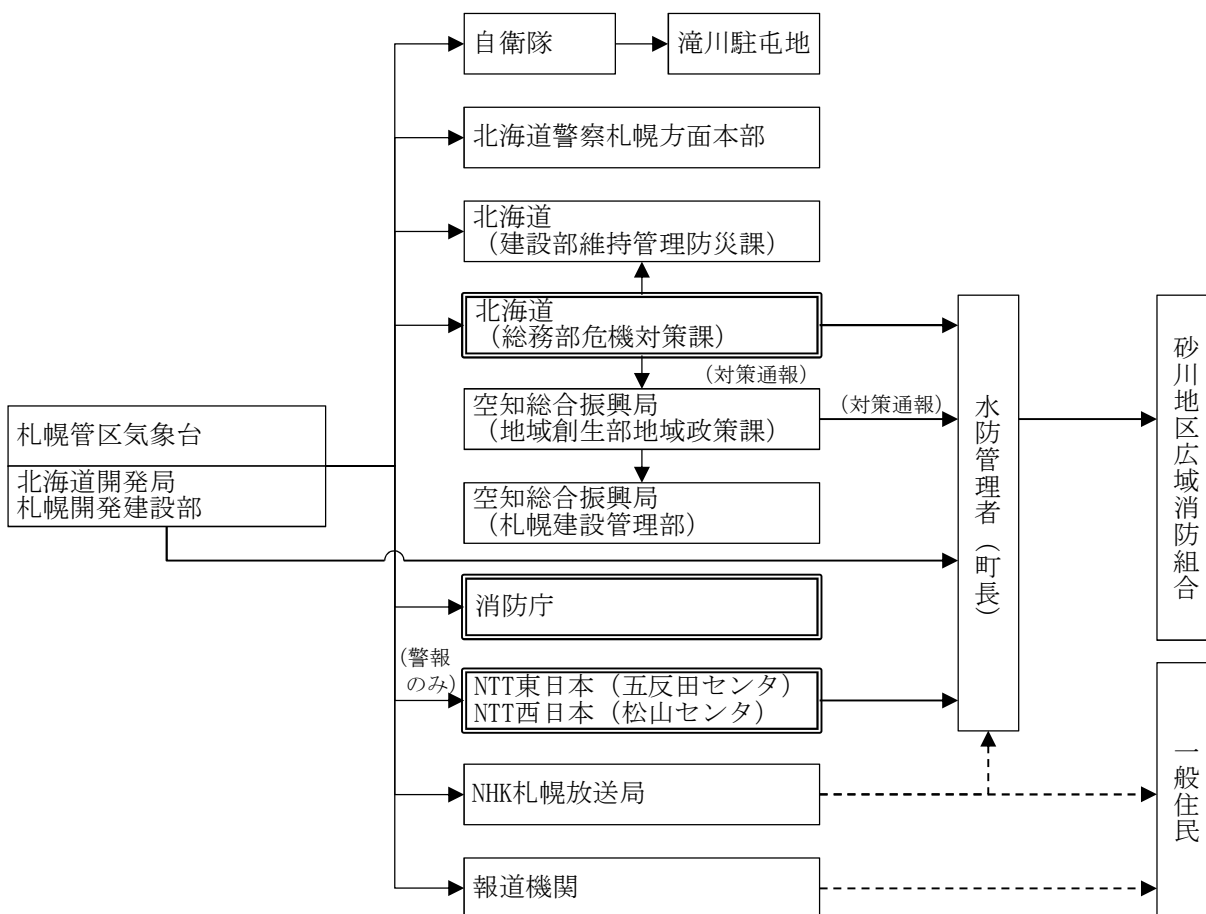
(1) 種類及び発表基準

| 種類 | 標題 | 概要 |
|------|--------|---|
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| | 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |

| 種類 | 標題 | 概要 |
|-------|--------|---|
| | 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意情報 | 基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |

(2) 伝達

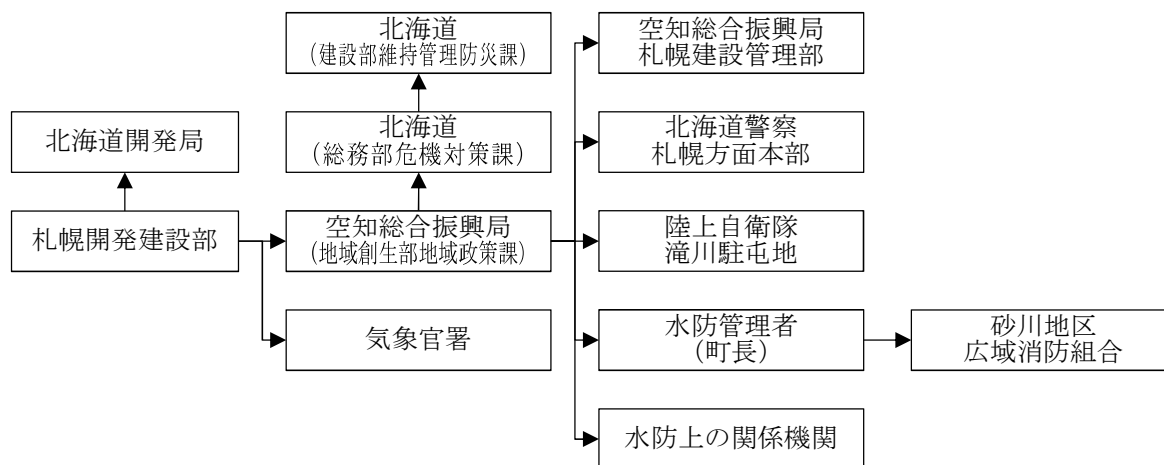
北海道開発局と札幌管区气象台等が共同で発表する場合に以下の系統図により伝達する（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）。



※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 -----▶ は、放送・無線
 NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

6 水防警報（水防法第16条）

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局が発表し、伝達は、次の系統によって行う。



7 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

札幌管区気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から道に通報するものとする。

通報を受けた道は、管内市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

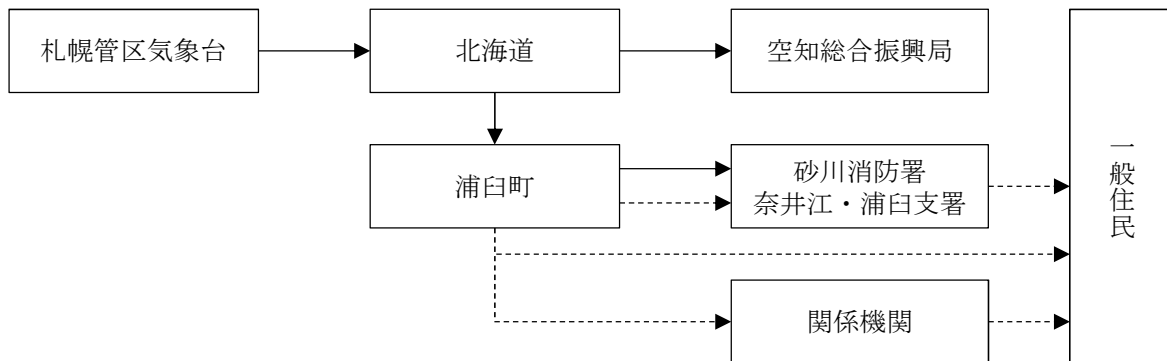
（1）通報基準

| 発表官署 | 地域名 (一次細分区域名) | 通報基準 |
|---------|------------------|----------------------------|
| 札幌管区気象台 | 空知地方 | 「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 |

なお、強風注意報の基準（平均風速が12m/s）以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝達系統

伝達系統は次のとおりとする。



※注) -----▶ は、町長が火災に関する警報を発した場合

8 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対し、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）：<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布）：<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布）：<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

9 地震に関する情報

地震に関する情報については、第6章第3節第2「地震情報の伝達計画」によるものとする。

資料1-8 関係機関連絡先

資料編P. 16

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要により次の機関に通報する。

- (1) 砂川地区広域消防組合
- (2) 滝川警察署
- (3) 空知総合振興局地域創生部地域政策課
- (4) 札幌管区气象台
- (5) 災害の影響のある隣接市町
- (6) その他、その異常現象に関係ある機関

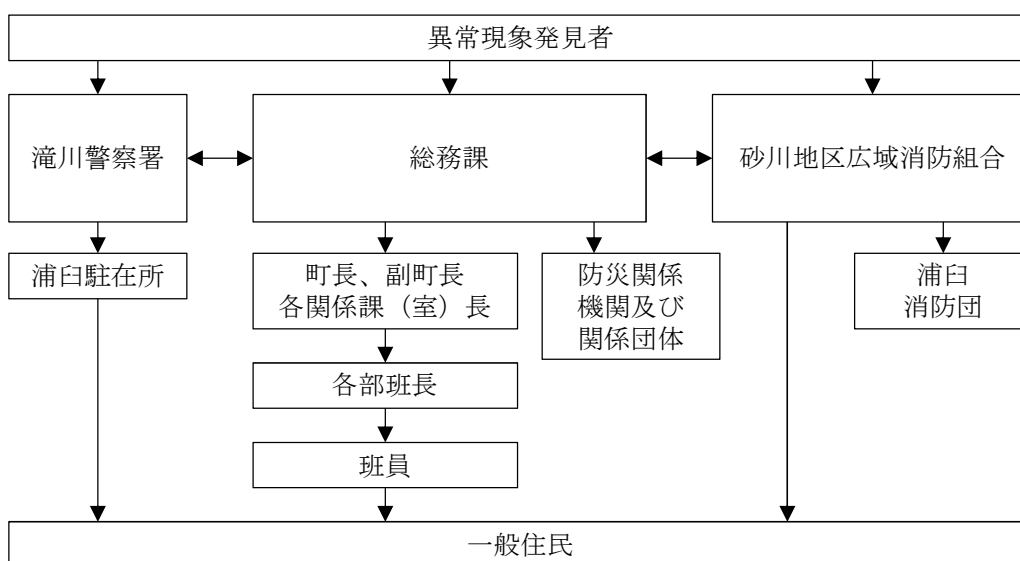
4 住民に対する周知徹底

予想される災害地域の住民に対する周知は、防災行政無線、広報車等により確実に行うものとする。

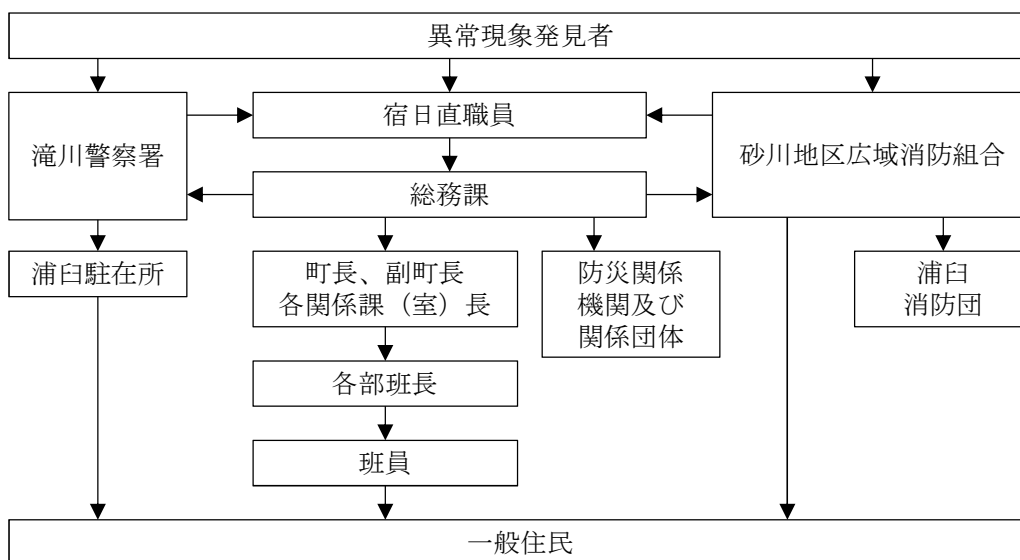
5 住民からの通報

宿日直職員が地域住民からの災害情報又は、被害状況を受理した際は、総務課長（不在のときは、総務課主幹、交通防災係長）に報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じ、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等によって「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておく等協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、本町において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により、公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルによって提供すること等を通し、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報紙等の活用

- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 浦臼町地域防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 防災教育に役立つホームページ

1 ほっかいどうの防災教育

このホームページから、防災学習に活用するテキストや防災教材のダウンロードが可能であるとともに、防災教育の取組事例や全道各地で開催される防災イベントや研修会等の防災教育情報が発信されている。

URL <http://kyouiku.bousai-hokkaido.jp/wordpress/>

2 NHKそなえる防災

日頃の防災に役立つ知識や情報がわかりやすく紹介されている。

URL <http://www.nhk.or.jp/sonae/>

3 札幌管区气象台「防災の学習関連資料」

学校防災教育に役立つ学習素材が公開されている。

URL <https://www.jma-net.go.jp/sapporo/bosai/bosaikyoiku/gakusyu.html>

第7 要配慮者における防災教育

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育の充実強化を図るとともに、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する防災知識の普及活動について広報紙等を通じて行うほか、防火・防災ハンドブック等を作成し配布することにより、日頃から防災に対する意識の高揚を図るものとする。

第8 社会福祉施設等の施設管理者における防災教育

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施するものとする。

第9 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第10 民間団体等との連携

水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 防災訓練の実施

訓練実施機関は、災害応急対策を円滑に実施するため、次に掲げる訓練を実施し、防災に関する技能の向上及び防災知識の普及を図るものとする。

| 区分 | 実施場所 | 実施方法 | 所管 |
|-------------|--------|--|----------------|
| 総合訓練 | 適当な地区 | 各関係機関と一体となって、想定被害により水防、災害救助、災害応急活動等の訓練を総合的に実施する。 | 町防災会議 |
| 水防訓練 | 水害危険地区 | 図上又は実施訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報、通報伝達等のほか、水防計画に掲げる訓練を実施する。 | |
| 消防訓練 | 火災危険地区 | 図上又は実施訓練 消防機関の出動、避難、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報情報連絡等の訓練を実施する。 | 砂川地区 広域消防組合 |
| 避難救助訓練 | 適当な地区 | 図上又は実施訓練 水防訓練又は消防訓練にあわせて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水給食等を折り込んだ訓練を実施する。 | 浦臼町 |
| 災害通信訓練 | 適当な地区 | 図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定の下に訓練を実施する。 | 浦臼町 |
| 非常招集訓練 | 適当な地区 | 図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。 | 浦臼町 |
| その他災害に関する訓練 | 適当な地区 | その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で行う訓練について協力) | 町防災会議 |

第3 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等の連携

町、道及び防災関係機関は、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資器材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資器材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資器材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 備蓄の基本方針

町は、あらかじめ災害備蓄整備計画を作成し、災害時に住民等へ食料、飲料水等の供給を迅速かつ的確に実施するものとする（資料8-1）。

資料8-1 浦臼町災害備蓄品整備計画

資料編P. 45

第2 食料その他の物資の確保

- 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、おおむね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く。）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど、物資の調達体制の整備に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、女性用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液、石鹸、トイレットペーパー

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- 2 町は、応急飲料水の確保及び応急給水資器材の整備（備蓄）に努める。
- 3 町民の食生活や生活ニーズの多様化に対応するため、非常用食料や生活物資等の品目の充実に努める。
- 4 要配慮者や女性に考慮した品目の充実に努める。
- 5 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、町民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第3 防災資器材の整備

町は、災害時に必要とされる資器材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第4 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資器材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結する等、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく等、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資器材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整えるものとする。
- 3 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力し、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、浦臼町社会福祉協議会、北海道社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町及び道は、浦臼町社会福祉協議会、北海道社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資器材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資器材の整備に努めるとともに、これら資器材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、町内会や行政区等地域住民の協力の下に早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 5 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（以下「滝川保健所」という。）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、町の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園なかよし等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、

あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさ等の地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

| 異常な現象 | | がけ崩れ・土石流・地すべり | 大規模な火事 | 洪水 | 内水氾濫(※1) | 噴火に伴い発生する火山現象(※2) | 地震 |
|-------------------------|----------------|--|--------|----|----------|---|----|
| 基準 | | | | | | | |
| 管理の基準 | | 居住者等に開放され、居住者等受入用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの | | | | | |
| 施設の構造の基準 又は 立地の基準 | 構造(A) | 想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2) | | | | 施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3) | |
| | (A)・(B)いずれかに該当 | 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1) | | | | | |
| | 立地(B) | 安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある。 | | | | 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない。 | |

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水
 ※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等
 ※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。

- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示しなければならない。

| | |
|----------------------------|----------|
| 資料5-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所 | 資料編P. 31 |
|----------------------------|----------|

第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

| | |
|----|--|
| 規模 | 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。 |
| 構造 | 速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。 |
| 立地 | 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。 |
| 交通 | 車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 |

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定める等、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示するものとする。

| | |
|----------------------------|----------|
| 資料5-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所 | 資料編P. 31 |
|----------------------------|----------|

第4 避難場所、避難所の住民への周知

町は、住民に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

1 避難場所等の周知

- (1) 指定緊急避難場所と指定避難所について
- (2) 避難場所の名称、所在地
- (3) 避難対象世帯の地区割り
- (4) 避難場所への経路及び誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については観光入り込み客対策を含む。）
- (5) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識
避難経路、家族の集合場所や連絡方法等
- (2) 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品等
- (3) 避難後の心得
集団生活、避難先の登録等

3 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 避難所の運営に必要な資器材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

第5 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定

町は、緊急安全確保、避難指示、要配慮者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速かつ的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域等、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地等については、入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給

- エ 暖房及び発電機用燃料の確保
- オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 町民の避難状況の把握
 - ウ 避難者に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 町内会等を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種応急対策等の業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録等の重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）等、避難状況を把握するためのシステム整備に努めるものとする。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第6 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7 施設の整備計画

- 1 町民に対し平時から避難場所を周知するため、「避難場所誘導標示板」の整備に努め、避難場所における「避難場所標示板」は、設置場所の状況等を考慮して整備することとし、避難所としての周知を図るものとする。
- 2 避難場所においては、混乱防止のため情報提供、指示伝達を適切に行う必要があることから、これらに対応するための施設に同報系無線を早期に整備し、災害に備えるものとする。

第8 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくい等の状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、総務課や福祉課をはじめとする関係各課の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、福祉課における要介護高齢者や障がい者等の要配慮者に関する情報を整理、把握しておく。また、難病患者に関わる情報等、町で把握していない情報について必要がある場合は、道に対して、情報提供を求めるものとする。要配慮者及び避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

| 要配慮者 | 避難行動要支援者 |
|--|--|
| (1) 身体障がい者手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳の交付を受けている者 (3) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者 (4) 要支援及び要介護の認定を受けている者 (5) 北海道が把握している難病患者 (6) 妊産婦、乳幼児 (7) 外国人 | (1) 身体障がい者手帳1級、2級又は3級の内部障がいの手帳の交付を受けている者 (2) 療育手帳A又はBの手帳の交付を受けている単身世帯の者 (3) 精神障がい者保健福祉手帳1～3級の手帳の交付を受けている単身世帯の者 (4) 要支援1～2の認定を受けている単身世帯又は夫婦世帯の者 (5) 要介護1～2の認定を受けている単身世帯又は夫婦世帯の者 (6) 要介護3～5の認定を受けている者 (7) 北海道が把握している難病患者 |

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりとする。

| | |
|-------------|---|
| 記載事項 | (1) 掲載者の氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする事由 (7) その他避難支援等の実施に必要な事項 |
|-------------|---|

ア 避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報

本町で所有している住民基本台帳4情報、要介護認定者及び障がい者等の情報を関係各課から収集するとともに、本町で把握していない難病患者等に係わる情報については道に情報提供を求めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の更新と共有

1か月ごとに住民異動届等の名簿更新に必要な情報を把握し、適宜最新の状態に保つように努めるものとし、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

ウ 避難行動要支援者名簿情報保護

町は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する等、名簿の提供を受けるものに対して、名簿の情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

エ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

最新の状態の名簿について、災害時の停電時を考慮し、紙媒体で保管しておくものとする。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、砂川地区広域消防組合、北海道警察（滝川警察署浦臼駐在所）、民生委員、空知医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、浦臼町社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別計画の策定

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 避難のための情報伝達

町は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け、又は知ったときは当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(10) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資器材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者にかかわる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援等関係者の確保

町は、避難行動要支援者の避難の支援に携わる者を、防災関係機関及び福祉関係機関や平常時から要配慮者と接している町内会等と協力し確保するものとする。避難支援等関係者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 消防機関（消防団）
- (2) 警察
- (3) 自主防災組織
- (4) 浦臼町社会福祉協議会

- (5) 民生委員
- (6) 介護保険制度関係者
- (7) 障がい者団体
- (8) 町内会
- (9) その他避難支援等の実施に係わる関係者

2 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

3 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を検討するものとする。避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。避難支援等関係者の安全確保の措置を検討するに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で一人ひとりの避難行動要支援者に、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解するものとする。

4 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとする。

そのため、町は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイム（災害が発生するまでの猶予時間）のある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができるものとする。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川がはん濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、町は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意するも

のとする。

(2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊や警察からの応援部隊等、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができるものとする。また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶ等、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

(3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、次に挙げる「第3 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮」のほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められる。

第3 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

町は、避難行動要支援者名簿についての情報漏えい防止対策の措置を講じるとともに、避難支援等関係者に対して個人情報の取扱いについての教育訓練を実施するものとする。

1 町が講じる措置

避難行動要支援者名簿についての情報漏えい防止対策の措置として、次に示す項目を明確にするとともに、避難支援等関係者に対する個人情報の取扱いについての措置を講じるものとする。

(1) 情報漏えい防止対策

- ア 避難行動要支援者名簿の安全管理に関する町の役割・責任
- イ 避難行動要支援者名簿の管理者の設置
- ウ 避難行動要支援者名簿の取扱いにおける作業責任者の設置及び作業担当者の限定
- エ 避難行動要支援者名簿を取り扱う情報システム運用責任者の設置及び担当者の限定
- オ 避難行動要支援者名簿に係わる部署の役割と責任の明確化
- カ 監査責任者の設置
- キ 監査実施体制の整備
- ク 避難行動要支援者名簿を利用目的以外に活用している事実又は兆候がある避難支援等関係者に対する措置
- ケ 避難行動要支援者名簿の情報漏えいにより影響を受ける可能性のある本人への対応
- コ 避難行動要支援者名簿の提供についての状況把握

(2) 避難支援等関係者に対する措置

- ア 避難支援等関係者に対する監督体制の整備
- イ 避難支援等関係者に対する教育訓練の実施

2 避難支援等関係者が講じる措置

避難行動要支援者名簿を提供される避難支援等関係者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 避難行動要支援者名簿の安全管理の徹底

| | |
|------|--|
| 安全管理 | (1) 避難行動要支援者名簿の漏えい防止・盗用禁止 (2) 避難行動要支援者名簿の利用目的以外の加工・利用の禁止 (3) 避難行動要支援者名簿の利用目的以外の複写・複製の禁止 (4) 町との同意内容が遵守されなかった場合の措置 (5) 情報漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する措置 |
|------|--|

(2) 防災関係機関・福祉関係機関等が講じる措置

防災関係機関・社会福祉協議会・介護保険制度関係者・障がい者団体等は、上記(1)に示す安全管理の徹底を図るとともに、避難行動要支援者名簿の管理者を設置し、避難行動要支援者名簿の取扱いに従事する職員に対し、取扱いについての理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育訓練を実施するものとする。

第4 避難行動支援に係わる共助の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作る等、地域の防災力を高めておくことが必要である。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、以下の事項について、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むものとする。

また、町のみでは対応が困難な状況となることも予想されることから、広域的な応援が受けられるよう、事前に協定を結ぶ等連携体制を整備しておくものとする。

1 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

(1) 避難行動要支援者への研修等

高齢者、障がい者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促しておくものとする。

| | |
|-----|--|
| 研修例 | (1) 避難行動要支援者名簿への積極的な登録 (2) 障がい者団体や福祉関係者等との関係作り (3) 家具固定等の室内安全化や備蓄等の備え (4) 地域の防災訓練等への参加 (5) 発災時に支援を期待できる連絡先(人・場所)を3ヵ所程度決める。 |
|-----|--|

(2) 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するものとする。

| | |
|-----|--|
| 研修例 | (1) 自主防災組織や行政区等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障がい者等との関わり方等の福祉や保健に関する研修 (2) 地域の会合等における、避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修 (3) 個人情報の漏えいを防止するための研修 |
|-----|--|

2 避難行動支援に係わる地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・行政区等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である。その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めるものとする。また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討するものとする。

| | |
|--------|--|
| 地域づくり例 | (1) 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ (2) 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 |
|--------|--|

3 民間団体等との連携

災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他の者に提供できるとしている。このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業等の力を借りることも有効な方策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶ等、必要な連携を図るものとする。

4 防災訓練

- (1) 防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくものとする。
- (2) 避難行動要支援者名簿を活用したり、障がい者団体等と連携したりする等して、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充することが適切である。

また、避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いす等への対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。

さらに、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、イラストや写真を用いた分かりやすい内容で作成すること等、避難行動要支援者一人ひとりの防災意識を高めるものとする。

- (3) 町は、考える様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、行政区、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関等の参加を得ながら実施するものとする。

| | |
|-----|---|
| 研修例 | (1) 高齢者等避難等の発令や伝達 (2) 避難場所への避難行動支援 (3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始 (4) 発災直後の安否確認 (5) 避難場所から避難所等への運送 |
|-----|---|

第5 乳幼児、妊産婦対策

乳幼児は、危険を判断し行動する能力はなく、あるいは弱いため、乳幼児救護対策のため、広報誌、防火・防災ハンドブック等を作成し配布する等により、日頃から保護者の防災に対する意識・知識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう災害対応力を高めしておくものとする。要配慮者（妊産婦）は、自分で判断し行動はできるものの、行動力が低下しているため、避難誘導等支援者の確保が必要であり、災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力すること等の対策を、日頃より指導するものとする。

第6 外国人に対する対策

町は、言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ道防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、本計画に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報等の災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じ、実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどし、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ることとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施することとする。また、通信の輻輳（通信が集中し、混雑によって接続されにくい状態）時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防ぎよするため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、建築基準法に基づき、地域内の建築物を耐火構造にする等、不燃化対策を講ずる。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- 2 町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表する。また、国、道及び市町村は、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第1 消防体制の整備

1 消防計画整備方針

町は、消防の任務を遂行するため、町地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

2 消防計画の作成

町は、1の方針により火災予防及び火災防ぎよを中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

3 消防の対応力の強化

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進する等、消防の対応力強化に努めるものとする。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町及び道は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るものとする。

第4 広域消防応援体制

町は、大規模な火災等単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第8節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を

要請するものとする。

第5 組織計画

砂川地区広域消防組合消防組織図は、資料2-1のとおりである。

資料2-1 砂川地区広域消防組合消防組織図

資料編P. 17

第6 火災予防計画

火災を未然に防止するため、予防査察の強化及び火災予防住民運動を促進し、火災予防の徹底を図るものとする。

1 防災思想の普及

防火運動を実施し、街頭宣伝、防火チラシ等の配布、各事業所に対する防火に関する研修及び消防訓練の指導を行い、防火思想の普及徹底に努める。

2 民間防火組織の育成

浦臼町婦人防火クラブの組織の充実を図り、これらの組織を通じて防火思想の普及に努める。

3 防火管理者の育成及び防火体制の強化

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに防火団体を通じて防火対象物の管理体制の強化を図る。

4 火災予防査察

火災予防のため必要があると認められるときは、消防職員及び消防団員が対象物に立入検査をして火災予防に努める。

第7 火災警報及び伝達計画

町長は、消防法第22条第2項による通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発令することができる。

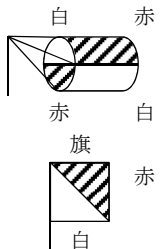
1 火災警報発令基準

- (1) 実効湿度が65%以下にして最小湿度が45%以下となり、最大風速7m/秒以上のとき、又はその見込みのとき。
- (2) 実効湿度が60%以下のときは、風速7m/秒以上のとき。

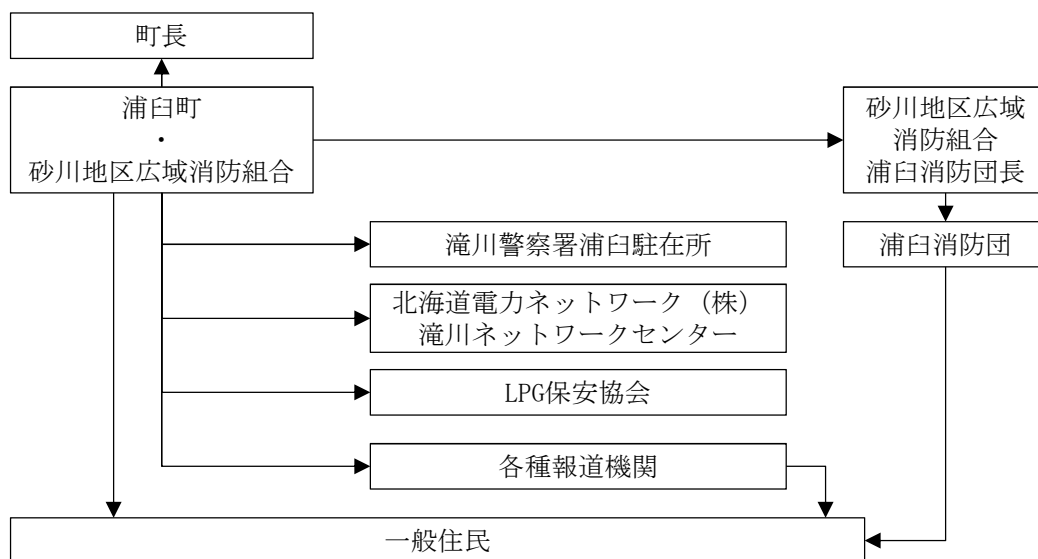
2 火災警報解除

町長は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

3 消防信号

| 方法 信号別 | 種別 | 打鐘信号 | 余韻防止付き サイレン信号 | その他の信号 |
|----------------------------|---|---|-----------------------------|---|
| 火災 信号 | 近火信号 消防屯所から約800 メートル以内のとき | ○-○-○-○-○ (連点) | 約3秒 ○△▽○-○- 約2秒(短声連点) | |
| | 出場信号 署所団出場区域内 | ○-○-○ ○-○-○ (3点) | 約5秒 ○△▽○-○- 約6秒 | |
| | 応援信号 署所団特命応援出場 のとき | ○-○ ○-○ ○-○ (2点) | | |
| | 報知信号 出場区域外の火災を 認知したとき | ○ ○ ○ ○ ○ (1点) | | |
| | 鎮火信号 | ○ ○-○ ○ ○-○ (1点と2点との斑打) | | |
| 山林 火災 信号 | 出場信号 署所団出場区域内 | ○-○-○ ○-○ (3点と2点との斑打) | 約10秒 ○△▽○- 約2秒 | |
| | 応援信号 署所団特命応援出場 のとき | 同上 | 同上 | |
| 火災 警報 発令 信号 | 火災警報発令信号 | ○ ○-○-○-○ ○ ○-○-○-○ (1点と4点との斑打) | 約30秒 ○△▽○- 約6秒 | 掲示板 火災警報発令中 赤字に白字 形状及び大きさは、適 宜とする。 吹き流し  |
| | 火災警報解除信号 | ○ ○ ○-○ ○ ○ ○-○ (1点2個と2点との斑 打) | 約10秒 約1分 ○△▽○- 約3秒 | 口頭伝達、掲示板の撤 去、吹き流し及び旗の 降下 |
| 集 演 習 招 信 号 | 演習招集信号 | ○ ○-○-○ ○ ○-○-○ (1点と3点の斑打) | 約15秒 ○△▽○- 約6秒 | |
| 備 考 | 1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ一種又は二種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。 | | | |

4 火災警報伝達系統図



第8 招集計画

消防長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、その警戒警備等のために、必要に応じて消防職（団）員の招集を行う。

第9 消防職（団）員の招集

1 火災警報発令時

火災警報発令信号を認知した消防職（団）員は、速やかに署・所及び所属分団詰所に集合する。

2 通常火災

火災信号その他の方法で火災を認知した消防職（団）員は、速やかに署・所及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

3 非常災害時

火災信号その他の方法で災害を認知した消防職（団）員は、速やかに災害現場又は署・所及び所属分団詰所に急行し上司の指示により行動する。

第10 消防車両の状況

第11 救助用機器

資料2-3 救助用機器

資料編P. 19

第12 山火事用資器材

資料2-4 山火事用資器材

資料編P. 20

第13 近隣市町（組合）相互応援計画

町内で発生した火災を鎮圧するため、隣接市町から応援を必要とするときは、北海道広域消防相互応援協定に基づく申し合わせ事項により出動を要請する。

第14 救急計画

救急・救助の強化と救急及び救出活動に必要な機器の整備に努めるとともに警察、医師会等の連携を図り、救急救助活動の万全を期する。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。なお、水防法に基づく「浦臼町水防計画」は、この計画とは別に定めるものとする。

第1 現況

水害による危険区域は、資料4-1のとおりである。

資料4-1 水害危険区域

資料編P. 25

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。

- 1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。
- 2 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- 3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置については、以下のとおりである。
 - (1) 水位情報等の伝達は、防災無線、テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール、広報車等によって行うほか、町内会、警察、消防機関等からも伝達を実施する。
 - (2) 指定緊急避難場所や指定避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項については、洪水浸水想定区域ごとに防災マップ、ハザードマップ等において定め、住民配付等によって周知を行う。
 - (3) 防災訓練については、本章第2節「防災訓練計画」に準じて実施する。
 - (4) 利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）については資料5-2のとおりである。
- 4 水防管理者である町長は、水防作業の実施に必要な水防資機材の備蓄を行う。

資料5-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

資料編P. 33

第3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した浦臼町水防計画の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- (1) 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- (2) 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定等強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪、暴風雪等による交通遮断等の災害の予防対策は、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

1 除雪路線実施区分

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線については、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道の路線は、北海道開発局が実施する。
- (2) 道道の路線は、道が実施する。
- (3) 町道の路線は、町が実施する。その内容は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するため、民間機械の導入等あらかじめ即応体制を整えておくものとする。
- (4) 道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、次のとおりとする。

| 区分 | 標準交通量 | 除雪目標 |
|-----|--|--|
| 第1種 | 道所管：1,000台/日以上 町所管：国道、道道及び主要道との連絡幹線並びにバス路線 | 2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時においては極力2車線を確保する。(道は極力2車線確保を図るとしている。) |
| 第2種 | 道所管：300～1,000台/日未満の道路 町所管：消防活道路、公共施設連絡路、通学路並びに町民及び車両の通行の頻繁な路線 | 2車線幅員確保を原則とするが、乗降によっては、1車線幅員で待避所を設けることとなってもやむを得ないものとする。(道は2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。異常降雪時においては極力1車線以上の確保を図るとしている。) |
| 第3種 | 道所管：300台/日未満の道路 町所管：上記以外の居住密集地区における生活関連道路 | 1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが状況によっては一時交通不能になってもやむを得ないものとする。(道は2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては、1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては一時通行止めとすることもやむを得ないものとしている。) |

第2 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する特別警報・警報・注意報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認めるときは、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

- 1 町長は、本部設置基準により次の状況を勘案し、必要があると認めるときは、本部を設置する。
 - (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - (2) 雪害による交通まひ、交通渋滞等によって人命に関わる事態が発生し、その規模及び範囲から緊急・応急措置を要するとき。

- 2 雪害による孤立車については、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容するものとする。

第3 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、それぞれ業務所轄区域内のなだれ発生予想区域に防止柵の設置を行い、又は標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

第4 電力施設の雪害防止対策

電電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク（株）滝川ネットワークセンターは、送・配電線の冠雪及び着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

第5 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。
- 2 河川等を利用して雪捨場設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定するものとし、投下の際には溢水災害の防止に努める。

第14節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

1 気象状況の把握

町は、融雪期においては、札幌管区気象台等の情報より地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路、降雨、気温の上昇等気象状況に留意し、融雪による河川の出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

水防危険区域その他水防上警戒を必要とする区域を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町長は、別途の「浦臼町水防計画」に定める監視を行うものとする。
- (2) 町長及び河川管理者は、警察等の関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業、避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町長及び河川管理者は、積雪、捨雪、結氷等により、河道、導水等が著しく狭められ、融雪被害の発生が予想される場合は、出水前に河道及び導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 排水施設の点検

河川管理者は、融雪出水前に樋門、樋管等の河川管理施設の整備及び点検を行うものとする。

4 道路の除雪等

道路管理者は、積雪、結氷、滞留内水等による道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、効率的な通行の確保を図るものとする。

5 水防資器材の整備及び点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、融雪出水前に水防資器材の整備及び点検を行うとともに、関係機関及び水防資器材手持ち業者と十分な打合せを行い、水防資器材の効果的な活用を図るものとする。

6 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪による河川の出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

1 土砂災害（特別）警戒区域

本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、以下のとおりである。

（令和2年12月25日現在）

| 自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域 | 内特別警戒区域 |
|---------|----------|---------|
| 急傾斜地の崩壊 | 3 | 3 |
| 土石流 | 2 | 2 |
| 計 | 5 | 5 |

資料4-2 土砂災害（特別）警戒区域

資料編P. 26

2 山地災害危険地区

町内には、北海道が国の点検要領に基づき調査を実施し公表している山地災害危険地区が42箇所ある（資料4-3）。

| 山地災害形態区分 | 該当箇所数 |
|------------|-------|
| 山腹崩壊危険地区 | 24箇所 |
| 崩壊土砂流出危険地区 | 18箇所 |
| 計 | 42箇所 |

資料4-3 山地災害危険地区

資料編P. 27

第2 予防対策

1 土砂災害（特別）警戒区域の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害（特別）警戒区域を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、地域住民及び関係機関に周知徹底を図る。

2 土砂災害（特別）警戒区域の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害（特別）警戒区域の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努める。

(1) 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害（特別）警戒区域の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。

(2) 警戒避難体制の活動

| 土砂災害に関する気象情報等 | 活動内容 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「注意（黄）」（警戒レベル2相当情報〔土砂災害〕） 「大雨注意報」（警戒レベル2） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報収集 (2) 警戒活動準備 |
| <ul style="list-style-type: none"> 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「注意（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕） 「大雨警報（土砂災害）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断 (4) 避難場所の開設準備及び開設 |
| <ul style="list-style-type: none"> 「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」が「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕） 「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 北海道士砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化 (3) 災害対策本部の設置 (4) 避難指示の発令判断 (5) 自主避難の広報 |
| <ul style="list-style-type: none"> 「大雨特別警報（土砂災害）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕） | <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急安全確保の発令判断 (2) 応急対策の準備 |

3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うことや住民の自主避難の判断を支援するため、空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次に該当する場合に、空知総合振興局札幌建設管理部と札幌管区気象台が協議して行う。

ア 発表基準

大雨警報発表中に予測降雨量と土壌雨量指数が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

イ 解除基準

降雨と土壌雨量指数の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合

(3) 情報の収集及び伝達体制

土砂災害に関する情報の収集及び伝達体制は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」に準ずるものとする。

4 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

| 区分 | 基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。) | 対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。) |
|-----------------------------------|--|---|
| <p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 夜間から明け方に強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 事前通行規制等により、避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 |
| <p>【警戒レベル4】 避難指示</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）となった場合 3 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴って接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないように暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害危険度情報において「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。） |

| 区分 | 基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する。) | 対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。) |
|--------------------|---|--|
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | (災害が切迫) 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (災害発生を確認) 2 土砂災害が発生した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害危険度情報において「極めて危険（濃い紫）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 ・ 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。） |

- ・ 重要な情報については、気象情報等を発表した札幌管区气象台、北海道等との間で相互に情報交換する。
 - ・ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、气象台が発表する情報に留意するとともに、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
 - ・ 土砂災害の前兆現象等、巡視等によって自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
 - ・ 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）。
- ※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
- 複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

5 指定避難所の開設・運営

指定避難所の開設・運営に関しては、第5章第5節第9「指定避難所の開設」及び第5章第5節第11「指定避難所の運営管理等」に準ずるものとする。

6 防災意識の向上

土砂災害（特別）警戒区域や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法等を記載したハザードマップを作成し、町民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。

7 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、がけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび土砂災害が発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり土砂災害防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

町民に対し、土砂災害警戒区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、定期的に点検を行う。

危険区域の町民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）等の周知・啓発を図る。

(2) 山地災害防止対策

町民に対し、山地災害危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

町内における山地災害危険地区は、資料4-3のとおりである。

(3) 土石流予防計画

町民に対し、土砂災害警戒区域及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、定期的に点検を行う。

危険区域の町民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）等の周知・啓発を図る。

| |
|----------------|
| 資料4-3 山地災害危険地区 |
|----------------|

| |
|----------|
| 資料編P. 27 |
|----------|

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 2 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び国等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

1 除雪体制の強化

- (1) 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (2) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

2 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- (1) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
- (2) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

3 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送等に必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町、道及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資器材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどによって利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町及び道は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進

め、改善に努める。

第17節 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

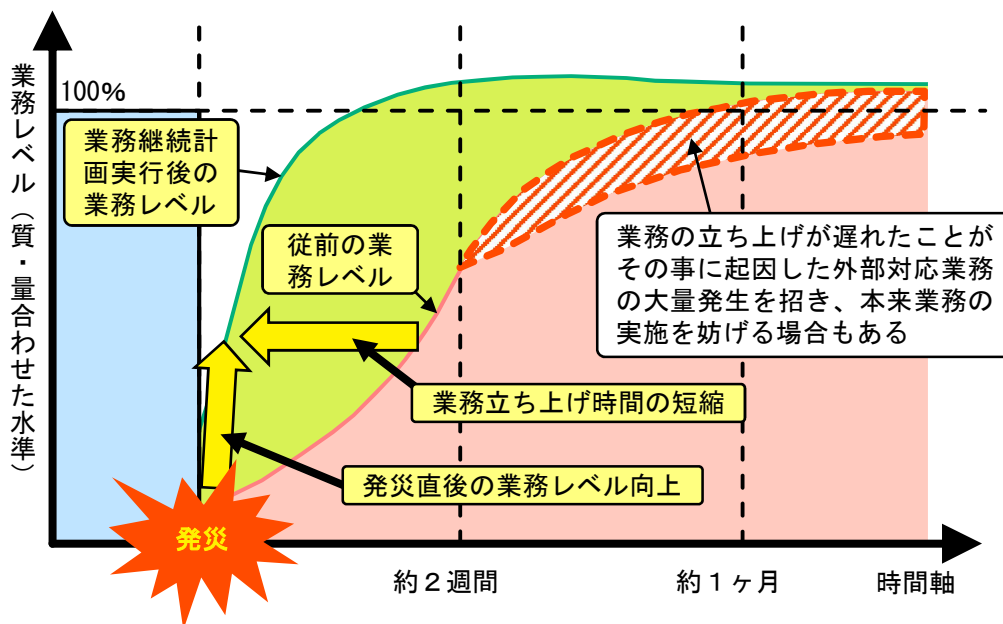
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資器材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資器材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- 3 町及び道は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第18節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び

職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、浦臼町商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携し、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

1 庁舎の代替施設

地震の規模や石狩川が氾濫した場合など、災害の規模によっては庁舎内で業務を継続することが困難となる可能性がある。町は、その場合の庁舎の代替施設を「浦臼町農村センター」とし、業務を円滑に実施するために必要な付帯設備等の把握を行う。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を空知総合振興局長に報告する。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

(2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておく。

(3) 地区情報連絡員（消防団分団長）は、地域住民と協力して警戒に当たり、情報の早期把握に努めるとともに災害が発生したときは、直ちに町又はその他の関係機関に通報する。

2 災害時の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部の設置

- ア 災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、防災関係機関へ通報する。
- イ 防災関係機関は、上記アの通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

- 町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により空知総合振興局を通じて道（危機対策課）に通報する。
 - ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
 - イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置したとき直ちに
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
 - エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき。

(3) 国への通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料8-2）に基づき空知総合振興局長に報告するものとする。

ただし、町長（総務対策部）は、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）」（資料8-3）に定める「消防庁即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長（総務対策部）は通信の途絶等により道知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

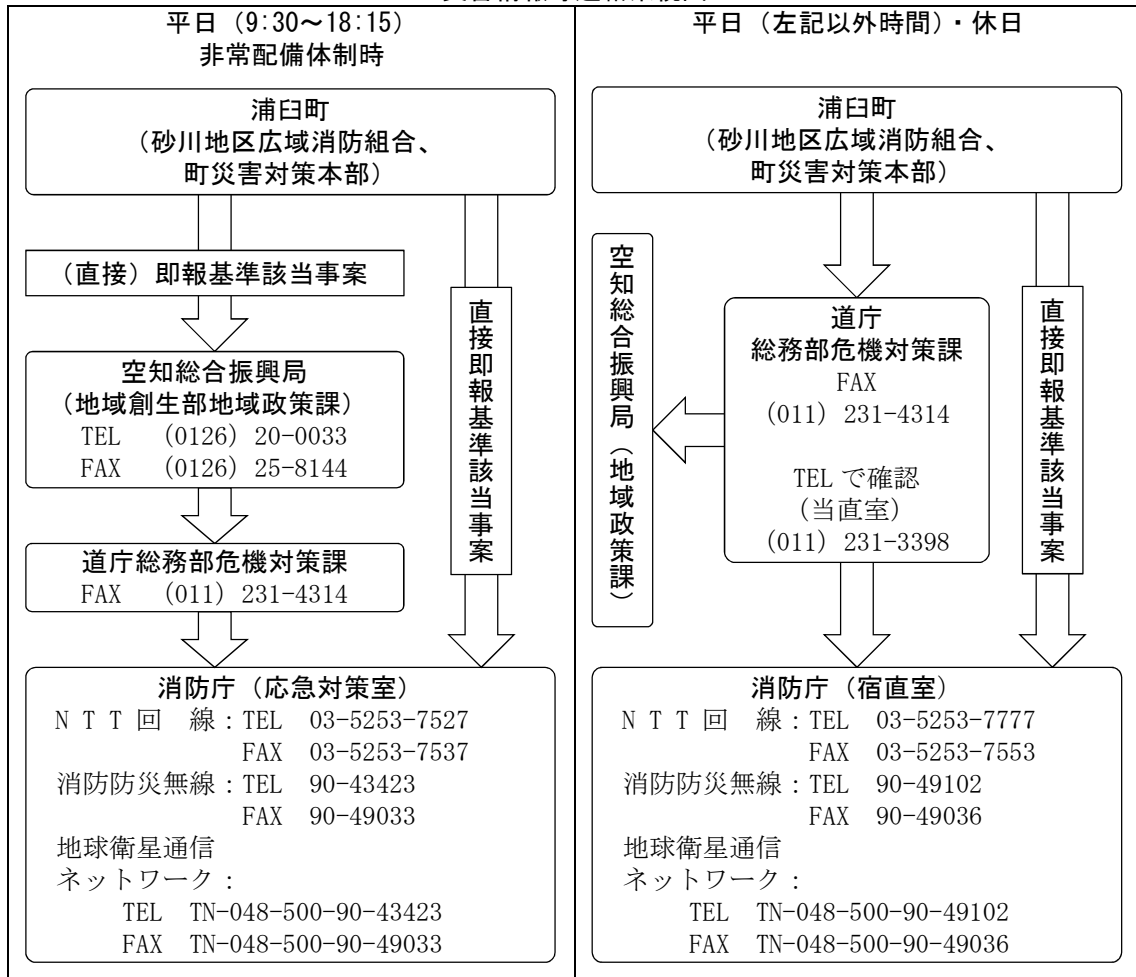
また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛及び消防庁長官宛の文書を消防庁へ提出する。

| | | |
|-------|-------------|----------|
| 資料8-2 | 災害情報等報告取扱要領 | 資料編P. 47 |
| 資料8-3 | 火災・災害等即報要領 | 資料編P. 58 |

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

災害情報等連絡系統図



* 閉庁時の連絡方法と連絡先について、浦臼町（消防）は危機対策課（当直室）に報告様式をファクシミリで送信するとともに、電話によりファクシミリの着信を確認する。

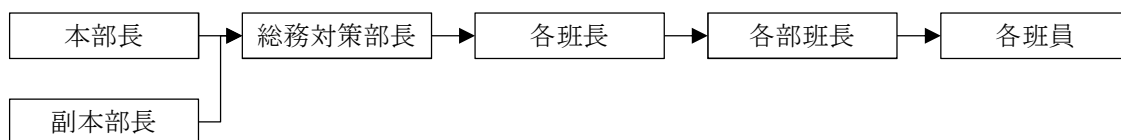
第2節 動員計画

災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

第1 動員の配備、伝達系統及び方法

1 平常執務時の伝達系統及び方法

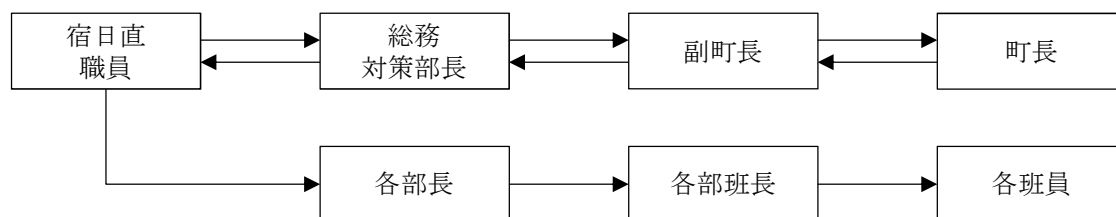
職員の動員は、本部の配備体制に従って、本部長の指示により庶務班長が各班長に対し、庁内放送、電話等で行うものとする。各班長は、あらかじめ班内の伝達系統を定めておくものとする。



2 休日又は退庁後の伝達系統

宿日直職員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長及び職員に通知するものとする。

- (1) 気象に関する情報等が関係機関から通知されたとき。
- (2) 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。
- (3) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- (4) 災害発生のおそれのある異常気象の通報があったとき。



3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

第2 配備体制の確立の報告

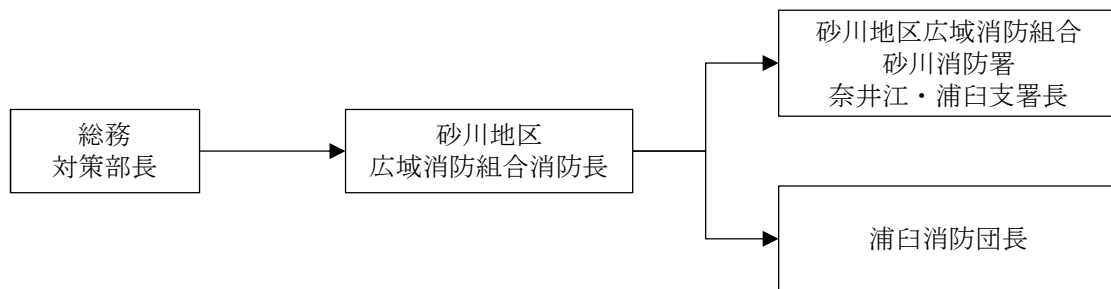
各部長は、本部長の指示に基づく配備体制を整えたときは、直ちに総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。

第3 各部別の動員要請

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は、必要に応じて各部の所属する部員を他の部に応援させるものとする。また、災害の状況により応援を必要とする部にあつては、総務対策部長を通じて本部長に申し出て必要人数の応援を受けるものとする。

第4 消防機関等に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次により行う。



第3節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用によって行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

第2 通信設備の利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す。

イ NTTコミュニケーターがでたら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

| 電報の内容 | 機関等 |
|---|--|
| 1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項 | (1) 気象機関相互間 |
| 2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項 | (1) 水防機関相互間 (2) 消防機関相互間 (3) 水防・消防機関相互間 |
| 3 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項 | (1) 消防機関相互間 (2) 災害救助機関相互間 (3) 消防・災害救助機関相互間 |
| 4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 | (1) 輸送の確保に直接関係がある機関相互間 |
| 5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 | (1) 通信の確保に直接関係がある機関相互間 |
| 6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項 | (1) 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間 |
| 7 秩序の維持のため緊急を要する事項 | (1) 警察機関相互間 (2) 防衛機関相互間 (3) 警察・防衛機関相互間 |
| 8 災害の予防又は救援に必要な事項 | (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と本表の1～7に掲げる機関との間 |

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

| 電報の内容 | 機関等 |
|--|--|
| 1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 | (1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（上記アの表の8に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間 |
| 2 治安の維持のため緊急を要する事項 | (1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間 |
| 3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの | (1) 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間 |
| 4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項 | (1) 水道・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（上記アの表及び本表の1～4（2）に掲げるものを除く）相互間 |

3 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 浦臼町の通信施設

ア 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して情報の収集及び伝達を行う。

イ 浦臼町防災行政無線による通信

浦臼町防災行政無線（移動局を含む。）を利用して情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

ウ 消防無線による通信

砂川地区広域消防組合及び消防車に設置されている無線を利用して情報の収集及び応急措置命令の通信を行う。

(2) 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び札幌開発建設部を経て行う。

(3) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

(4) 警察電話等による通信

滝川警察署の専用電話又は無線電話を利用して、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

(5) 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び札幌方面本部、滝川警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

(6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、空知総合振興局、又は町等を経て行う。

(7) 北海道電力（株）及び北海道電力ネットワーク（株）の専用電話による通信

北海道電力（株）の本店、支社等及び北海道電力ネットワーク（株）の本店、支店、ネットワークセンターを経て行う。

(8) 東日本電信電話（株）の設備による通信

東日本電信電話（株）北海道事業部が防災関係機関（町等）の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

(9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1号から8号までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

4 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない、又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第4節 災害広報・情報提供計画

町、道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、この計画の定めるところによる。

第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の方法による。

- 1 総務対策部総務班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 報道機関その他関係機関の取材による写真の収集
- 3 その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- 4 災害現場における住民懇談会等によって一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策等に反映させるものとする。

第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町、道及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町、道及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（戸別受信機を含む）、緊急速報メール、広報車両、インターネット、SNS（Facebook等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。
また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相

談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策（連絡）本部に対し情報の提供を行う。

4 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第3 庁内連絡

総務対策部広報班は、災害情報及び被害状況の推移を、庁内放送等を利用して本部職員に周知する。

第4 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。

| | 照会者と照会に係る被災者との間柄 | 照会に係る被災者の安否情報 |
|---|--|--|
| ア | ・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。） | ・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 |
| イ | ・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者 | ・被災者の負傷又は疾病の状況 |
| ウ | ・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 | ・被災者について保有している安否情報の有無 |

- (4) 町は、(3)に関わらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、道、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、この計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

町長等避難実施責任者は、風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条）

- (1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。
 - ア 避難のための立退きの指示
 - イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
 - ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示
- (2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。
- (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長を通じて道知事に報告する。（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

2 水防管理者（水防法第29条）

- (1) 水防管理者（町長）は、洪水によるはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- (2) 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するとともに、滝川警察署長にその旨を通知する。

3 道知事又はその命を受けた職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(1) 道知事（空知総合振興局長）又は道知事の命を受けた職員は、洪水によるはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、道知事（空知総合振興局長）は洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2) 道知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、本章第15節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(1) 警察官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（空知総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）及び自衛隊は、法律又は防災計画

の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

3 協力、援助

町長は、防災関係機関に、避難者の誘導や事後の警備措置等避難の措置について協力を求める。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難情報の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動を取ることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

| 警戒レベル | 住民が取るべき行動 | 住民に行動を促す情報 |
|--------|--|--------------------------|
| | | 避難情報等 |
| 警戒レベル5 | 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 | 緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない |
| 警戒レベル4 | ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 | 避難指示 |
| 警戒レベル3 | ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 | 高齢者等避難 |
| 警戒レベル2 | 災害に備え自らの避難行動を確認する。 | 大雨・洪水注意報 |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。 | 早期注意情報 |

第4 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、資料8-4のとおりである。

資料8-4 避難情報の発令基準

資料編P. 74

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町の職員、消防職員・団員、警察官等避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町は車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、道に対し応援を求める。

第6 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず、適切に受け入れることとする。

町長、指定避難所の施設管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供等、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

資料5-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所 資料編P. 31

第10 指定避難所の開設

- 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図るものとする。
なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。
また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- 3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

| | |
|----------------------------|----------|
| 資料5-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所 | 資料編P. 31 |
|----------------------------|----------|

第11 避難の準備、携帯品の制限等

避難の準備、携帯品の制限等については、次の事項について周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全にすること。
- (2) 会社、工場等にあつては浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を行うこと。
- (3) 避難者の携帯品は、必要最小限のものにとどめ、避難秩序を乱すことのないよう注意すること。(食料、水筒、タオル、ポケットティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ等)
- (4) 服装は身軽にし、防寒具又は雨具を携行すること。

第12 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、行政区及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。
- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
なお、実情に合わせて応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて情報伝達が行なわれるよう努めるものとする。

- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携し、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 10 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。
- 11 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携し、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策

など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- 13 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮し、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- 14 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 15 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 16 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第13 帳簿類の整理

運営管理者は、避難所における収容状況及び物品の受払を明確にするため必要な帳簿を供えておくものとする。

| | | |
|------|-------------|------------|
| 様式 2 | 避難所収容台帳 | 資料編 P. 152 |
| 様式 3 | 避難所用物品受払簿 | 資料編 P. 153 |
| 様式 4 | 避難所設置及び収容状況 | 資料編 P. 154 |

第14 道（空知総合振興局長）に対する報告

- (1) 避難の勧告又は指示を町長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに、空知総合振興局長に対しその旨を報告する。(町長以外の者が発令したときは、町長を経由して報告すること。)
- ア 発令者
 - イ 発令理由
 - ウ 発令日時
 - エ 避難の対象区域
 - オ 避難先
- (2) 避難所を開設したときは、空知総合振興局長に次の事項を報告する。
- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
 - イ 開設期間の見込み
 - ウ 収容状況、収容人員
 - エ 炊出し等の状況

- (3) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに空知総合振興局長に報告する。

第15 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

第16 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長（以下、「協議元市町村長」と

いう。)は、道内の他の市町村長(以下、「協議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、道知事に助言を求めるものとする。

(2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ空知総合振興局長に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。

(3) 協議元市町村長又は道知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに協議元市町村長に通知する。

なお、町長は必要に応じて、道知事に助言を求めるものとする。

(4) 町長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに道知事に報告する。

(5) 町長は、道内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、道知事に報告する。

(6) 町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

(7) 道知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在中の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

(1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在(以下、「道外広域一時滞在」という。)の必要があると認める場合、町長は、道知事に対し、他の都府県知事(以下、「協議先知事」という。)に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

(2) 知事は、町長より、道外広域一時滞在中に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(3) 道外広域一時滞在中の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

- (4) 知事は、協議先知事より、受入決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- (5) 町長は、道知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、避難場所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (6) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を道知事に報告し、及び公示するとともに避難場所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。
- (7) 知事は、町長より、道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により、町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により、居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、この計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関の長等その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 道知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長及び消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防ぎよ又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しく

は制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、若しくは消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第4 町の実施する応急措置

1 応急公用負担の実施

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置を講じなければならない。

(1) 土地建物等の占有等に対する通知

町長は、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「土地建物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該土地建物等の占有者、所有者その他当該土地建物等について権限を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合において、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、この通知事項を浦臼町公告式条例（平成4年浦臼町条例第14号）の規定により掲示板に掲示する等の措置を講じなければならない。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 支障物件等の除去及び保管

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するための緊急の必要があるときと認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。

なお、工作物等を保管したときは基本法第64条第3項から第6項までの規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

- (1) 町長は、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者（以下この号において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定める事項を公示する。（基本法第64条第3項）
- (2) 町長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却代金を保管する。（基本法第64条第4項）
- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。（基本法第64条第5項）
- (4) 保管した工作物等を返還するため、公示した日から起算して6ヶ月を経過してもなお返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、町に帰属する。

3 道知事に対する応援の要請等

町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

4 他の市町村長等に対する応援の要請等

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。
- (2) 町長は、他の市町村長等から応援を求められたときは、正当な理由がない限り、応援を

拒んではならない。

5 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)
- (2) 町長、消防団長(水防団長)及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)
- (3) 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の7第1項)
- (5) 町長等は前各号の応急措置等の業務に協力した住民等がそのため死亡し、負傷し、又は、疾病にかかった場合は、関係法令によるほか、市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号)によりその補償を行う。

様式5 公用令書等(別表第1号～第6号様式)

資料編P. 155

第5 救助法適用の場合

1 実務責任者

救助法による救助は、道知事が行う。ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその事務の一部を町長に委任することができる。(救助法第22条及び第30条)

2 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

- ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与及び貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索及び処理

サ 障害物の除去

シ 輸送及び賃金職員等の雇上げ

(2) 救助の程度、方法及び期間は、厚生労働大臣が定める基準に従い道知事がこれを定める。

(救助法施行令第9条)

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生し、現に救助を必要とする者に対して行うときに適用される。

(1) 町の区域内で30世帯以上の住家が滅失したとき。

(2) 道の区域内において2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町の区域内で15世帯以上の住家が滅失したとき。

(3) 道の区域内において12,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

4 滅失世帯数の算定

前項(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれが滅失した一の世帯とみなす。

5 救助法の適用手続

町長は、本町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告しなければならない。

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には道知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

- (1) 道知事（空知総合振興局長）

2 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
(2) 災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
(3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
(4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
(5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
(6) 応急措置のための医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき。

3 担当班及び要請の要求先

担当班 災害対策本部総務対策部総務班が行う。

要請先 (1) 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課

電話 0126-20-0033

(2) 陸上自衛隊第11旅団第10即応機動連隊長（連隊第3科）（滝川駐屯地司令）

電話 0125-22-2141

4 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、別記第1号様式（様式6）をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町内の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。
- ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行うものとする。

様式6 自衛隊災害派遣要請の依頼について

資料編P. 159

5 受入れ体制

(1) 受入れ準備の確立

道知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し、連絡に当たらせるものとする。

ウ 活動内容等の計画

活動の内容、所要人員、器材等の確保その他について計画をたて、派遣部隊の到着と同時に活動ができるように準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の計画

ア 災害派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置を講じる。

イ 道知事（空知総合振興局長）への報告

総務対策部総務班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を道知事（空知総合振興局長）に報告する。

(ア) 派遣部隊の長の官職名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

第2 経費等

1 次の費用は、本町が負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道料

(5) くみ取料

- 2 その他必要な経費については、自衛隊及び町において協議の上定めるものとする。
- 3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第3 派遣部隊の撤収要求

町長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったと認めるときは、速やかに道知事（空知総合振興局長）に別記第2号様式（様式6）をもって要求するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

様式5 自衛隊災害派遣要請の依頼について

資料編P. 159

第4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付け又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第5 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定める等、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。道知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、この計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第5節第16「広域一時滞在」による。

第1 町、道、国間の応援・受援活動

1 町に対する応援（受援）

（1）被災した町への職員の派遣

道知事は、災害の状況に応じ、被災した町に対して職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど、災害対応能力の向上に努めるものとする。

（2）応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

（3）基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、道知事（空知総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された道知事（空知総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 道知事（空知総合振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 道から他の都府県に対する応援の要請等

（1）応急対策職員派遣制度による応援の要請

北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難である

と見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

なお、道及び町は、訓練等を通じ、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

3 他の都府県等からの応援要求への対応

(1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、町長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。

(2) 町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入れ体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、この計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町は、本町において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 実施責任者

ヘリコプター等の出動要請は、町長が行う。

第3 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況の偵察情報収集
- (2) 救援物資、人員、資器材等の搬送
- (3) 災害応急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

2 救急活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

3 救助活動

- (1) 山岳避難、河川、湖沼等の水難事故における救助・救出
- (2) 救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

4 火災防ぎょ活動

- (1) 林野火災における空中消火
- (2) 偵察・情報収集
- (3) 消防隊員、資器材等の搬送
- (4) 火災防ぎょ上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

5 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第4 北海道防災航空室への要請

1 緊急運航の要請

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

2 要請方法

道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式7）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

様式7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

資料編P. 161

3 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

- ・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234
- ・総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

4 報告

町長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式8）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

様式8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等
状況報告書

5 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

町長は、道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の搬送手続

- ア 町長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域創生部地域政策課）にその旨を連絡するものとする。
- イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（様式9）を提出するものとする。
- ウ 町長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。
- エ 町長は、道知事（総務部危機対策局防災消防課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

様式9 救急患者の緊急搬送情報伝達票

資料編P. 163

第5 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

資料6-1 ヘリコプターの離着陸可能地

資料編P. 35

2 安全対策

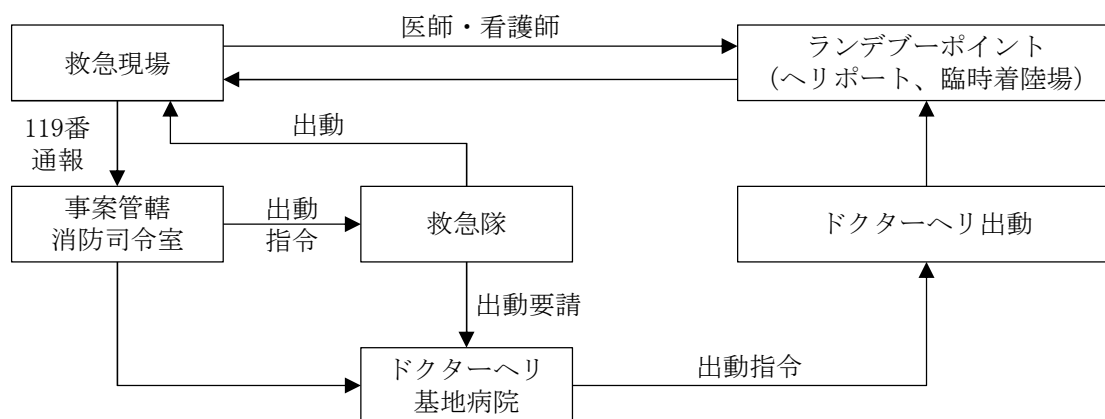
ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第6 ドクターヘリの要請

1 要請基準

| 救急現場出動（消防による要請） | 施設間搬送（転院搬送） |
|---|---|
| 1 生命に関わる状態又はその可能性が疑われる。 2 重症患者において、 ・医師の治療開始を早められる。 ・又は搬送時間短縮を図れる。 3 救急現場で医師を必要とする。 | 1 緊急度・重症度の高い病態・疾患 ・疾患によらない。 ・特殊救急疾患（環境障害、切断指・肢）を含む。 2 救急車搬送では症状が増悪する可能性のある病態・疾患 3 搬送元病院医師又は基地病院医師が必要と判断した場合 |

2 要請方法（ドクターヘリ運用の流れ）

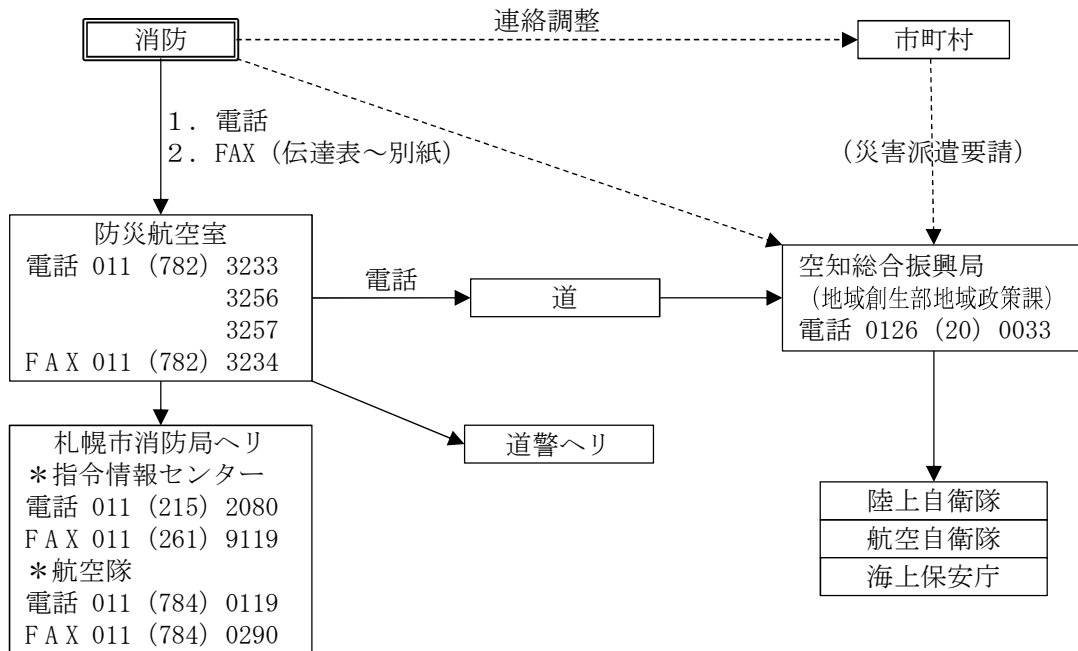


第7 ヘリコプター運航系統図

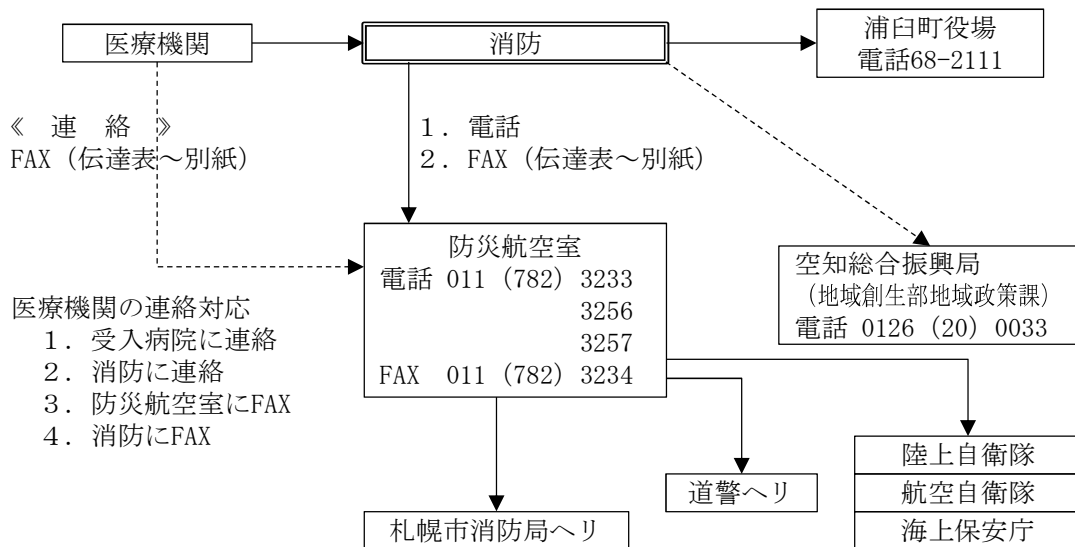
ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

消防防災ヘリコプターの運航系統

◇ 消防関係業務



◇ 救急患者の搬送



第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、この計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

町長（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町、北海道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資器材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第11節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長が行う。ただし、救助法が適用された場合は、道知事の委任により町長が実施するほか、道知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が実施する。

第2 医療救護活動

1 活動実施機関

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 町長は災害に際し行われる救急医療の対応が町の体制を越える場合には、「中空知地域救急医療相互応援協定書」に基づき関係市町に要請し、次の事項を付して関係医師会の応援を求める。また、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を北海道（空知総合振興局）に要請する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - イ 被災者の人員及び被災程度
 - ウ 応援を得ようとする医師、看護師等の人員及び資器材
- (3) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

2 医療救護の対象者

(1) 対象者

医療救護の対象者は、医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で災害のため助産の途を失ったもの。

(2) 対象者の把握

医療救護の対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し町長に通知するものとする。

この場合において通知を受けた町長は、直ちに救護に関し医師、看護師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資器材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示するものとする。

第3 医療救護所の設置

町長は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急救護所を設置するものとする。

応急救護所は、町内の各医療機関を原則とするが、災害の状況等により学校、体育館等の公共施設を使用する。

第4 輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として砂川地区広域消防組合が実施する。

ただし、砂川地区広域消防組合の救急車両が確保できないときは、町、道又は救助救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第5 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第6 災害通信伝達及び傷病者の把握

1 災害通報伝達

通信連絡体制及び方法については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」及び同第3節「災害通信計画」に定めるところによるものとする。

なお、各関係機関の持つ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確保するものとする。

2 傷病者の把握

傷病者の把握に当たっては、救急状況調書（様式10）を作成の上、記録集計表（様式11）に記載するものとする。なお、個人情報の取扱いには十分に注意する。

| | |
|-------------|-----------|
| 様式10 救急状況調書 | 資料編P. 164 |
| 様式11 記録集計表 | 資料編P. 165 |

第7 経費の負担及び損害賠償

1 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償の負担は、次の区分によることを原則とする。

- (1) 浦 臼 町：町が対策を実施する責務を有する災害の場合
- (2) 北 海 道：救助法が適用された災害の場合
- (3) 企業体等：企業体等の施設等において発生した災害の場合及び災害発生の原因が企業体

等にある場合

2 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき道知事が定めた額又は救助法の規定に準じた額による。

また、医療救護活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具の消耗破損については、その実費を時価で、それぞれ1の経費の負担区分により弁償するものとする。

3 損害補償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額をそれぞれ1の経費の負担区分により補償する。

第8 町内の医療機関の状況

資料6-2 町内の医療機関

資料編P. 36

第9 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により、臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を道知事の指示に従い実施する。
- (2) 滝川保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫班の編成

町長は、環境衛生班の中より、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

1 指示及び命令

町長は、感染症予防上必要があると認める場合及び道知事（滝川保健所）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行うものとする。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、道の検査調査班等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 本町の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して道知事（滝川保健所）の指示を受け、予防接種を実施し、又は町長に実施させるものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、道知事（滝川保健所）は必要に応じ、町長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく道知事（滝川保健所）の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく道知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

町長は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、道知事（滝川保健所）と連携して、

速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

滝川保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 防疫資器材の調達

災害時において、町が所有する防疫資器材に不足が生じた場合は、道知事（滝川保健所）又は近隣市町等から借用するものとする。

第7 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は道知事が行うものとする。

2 実施の方法

町は、道（家畜保健衛生所長）の指示により、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第13節 災害警備計画

災害に関する北海道警察（滝川警察署）の諸活動は、北海道が定める北海道地域防災計画第5章第12節「災害警備計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

第1 災害に関する警察の任務

警察は、災害時において、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、災害地における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第2 災害時における警備体制の確立

滝川警察署長（以下「警察署長」という）は、風水害等各種災害が発生した場合、その規模及び態様に応じて、別に定める災害警備本部等を設置する。

第3 災害警備

1 異常現象等の通報

警察官は、基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するとともに警察署長に報告するものとする。

2 事前の措置

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長に対して行うものとする。

(2) 警察署長は、町長からの要請により基本法第59条に規定に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとし、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

3 災害時における災害情報の収集

警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとし、必要と認められる場合には関係機関に連絡するものとする。

4 災害時における広報

風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係機関と緊密な連携を図るとともに、災害の種別に応じ住民の避難、交通規制等の措置について、迅速な広報に努める。

5 避難

- (1) 警察官が基本法第61条又は警察官職務執行法第4条の規定により、避難のための指示又は警告を行うとともに、本計画に定める避難先を示すものとする。ただし、これにより難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、警察署長が町長に対して通知したときは、当該避難所の借上げ、給食等は、町長が行うものとする。
- (2) 警察官は避難の誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等のパトロールを行い、犯罪の予防及び取締りに当たるものとする。

6 救助

警察署長は、防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分に当たるものとする。

7 応急措置

警察署長は、警察官が基本法第63条又は第64条の規定に基づき、警戒区域の設定又は応急公用負担を行った場合は、直ちに町長に通知するものとし、当該措置の事後処理については、町長が行うものとする。

8 災害時における交通規制

(1) 北海道公安委員会（滝川警察署）

- ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があるときは、区域及び道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移転等の措置をとることを命ずることができる。
- ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場に居ないため当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破壊することができる。

(2) 道路の交通規制

ア 道路交通網の把握

災害が発生したときは、道路管理者及び北海道公安委員会（滝川警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (ア) 破損し、又は通行不能となった道路名及び区間
- (イ) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

(ウ) 緊急に通行禁止又は制限を実施する必要の有無

イ 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

(ア) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

(イ) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

ウ 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行禁止又は制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

(3) 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、この計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 浦臼町及び砂川地区広域消防組合

(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

(2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（滝川警察署）

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 北海道開発局

国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

4 北海道

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

5 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（滝川警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（滝川警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（滝川警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（滝川警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 道知事（空知総合振興局長）又は北海道公安委員会（滝川警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道（空知総合振興局）又は滝川警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。



緊急通行車両の標章

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 事前届出制度の普及等

町、道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図るものとする。

3 規制除外車両

北海道公安委員会（滝川警察署）は、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、公安委員会の意思決定によって規制対象除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（滝川警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制対象除外車両の確認は、滝川警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会（滝川警察署）は、次のいずれかに該当する車両であり、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会（滝川警察署）は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会（滝川警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路（株）等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371kmに上っている。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長7,245km〉

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く。）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長3,831km〉

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長295km〉

第15節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資器材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任

町長は、災害応急対策に万全を期すための災害輸送を行うものとする。

また町長が必要と認める場合は、道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊等の派遣を依頼する。

第2 輸送の方法

1 車両輸送

災害時輸送は、一時的には、町の所有する車両を使用し、被災地までの距離、災害の状況等により町の所有する台数では不足する場合又は他機関の所有する輸送施設等を活用したほうが効率的である場合は、他機関に応援を要請し、又は民間車両の借り上げを行い輸送に支障のないようにする。

2 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力輸送を行うものとする。

3 空中輸送

車両等による陸上輸送が困難な場合又は航空機の活用が有効と認められる場合は、道知事に対し、消防防災ヘリコプターの輸送を要請するものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能地点は、資料6-1のとおりである。

資料6-1 ヘリコプターの離着陸可能地

資料編P. 35

第16節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について空知総合振興局長を通じて道知事に要請する。

第2 食料供給の対象者

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家が被災して、炊事のできない者
- 3 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等
- 4 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせがない者
- 5 被害応急対策に従事している者

なお、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対しては十分配慮することとする。

第3 食料供給の方法

1 対象品目

供給品目は米飯、乾パン、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳幼児は、粉ミルクとする。

2 調達、供給方法

(1) 米穀の調達及び供給

米穀の調達は、小売又は卸業者から購入するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合は、道知事に対し申請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接又は空知総合振興局長を通じて道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

米飯給食を行う場合は、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊出しを行う場合は、給食設備を有する町内民間施設の協力を得るとともに、炊出し協力団体として第3章第1節第4「住民組織等への協力要請」に定める住民組織等の協力を求める。

(2) 乾パン、インスタント食品及び副食等の調達

乾パン、インスタント食品及び副食等の調達は、町内食料品店等から購入するものとする。

(3) 供給輸送の方法

食料供給の輸送等については、車両等によるものとし、本章第15節「輸送計画」及び本章第33節「労務供給計画」により措置するものとする。

第4 炊出しの計画

1 実施責任者

被災者に対する炊出しは、町民環境対策部町民生活班が担当する。

2 炊出しの方法

炊出しは、赤十字奉仕団、婦人団体等の協力を得て集会施設等を利用して行うものとする。

第17節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

町長は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3 給水資器材の確保

災害時に使用できる応急給水資器材（ポリタンク等）の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送の上、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給、又はこれに要する要員及び給水資器材の応援を要請するものとする。

3 住民への周知

給水の実施に当たっては、給水時間、給水場所及び給水方法を事前に住民へ周知する。

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、救助法が適用された場合、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を行うものとする。

救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

1 物資の調達、輸送

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

第3 供給又は貸与の対象者

- 1 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- 2 災害により被服、寝具その他の生活必需物資を喪失し、日常生活を営むことが困難と認められる者

第4 供給又は貸与の物資の種類

被災者に給与し、又は貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。なお、要配慮者（高齢者、乳幼児、障がい者、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分配慮することとする。

- 1 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 2 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ類等）
- 4 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）
- 6 食器（茶碗、皿、箸等）

- 7 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ろうそく等）

第5 供給又は貸与の方法

1 地区取扱責任者

救援物資の供給又は貸与は、各町内会長等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

2 供給又は貸与の台帳の整備

救援物資の供給又は貸与に当たっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにしておくものとする。

その際、救援物資とその他の義援物資とは明確に区分して処理するものとする。

- (1) 世帯構成員別被害状況（様式12）
- (2) 物資購入（配分）計画表（様式13）
- (3) 物資受払簿（様式14）
- (4) 物資供給及び受領簿（様式15）

| | | |
|------|-------------|-----------|
| 様式12 | 世帯構成員別被害状況 | 資料編P. 166 |
| 様式13 | 物資購入（配分）計画表 | 資料編P. 167 |
| 様式14 | 物資受払簿 | 資料編P. 168 |
| 様式15 | 物資供給及び受領簿 | 資料編P. 169 |

第6 衣料、生活必需品等の調達先

衣料、生活必需品等の調達は、商工会及びピンネ農業協同組合浦臼支所の協力により必要量を迅速に調達する。なお、調達が困難なときは、道知事に依頼し、調達するものとする。

第7 給与又は貸与期間

災害発生の日から、10日以内に行うものとする。

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

第2 石油類燃料の確保

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

第20節 電力施設災害応急計画

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命、住民生活の確保のため、北海道電力（株）及び北海道電力ネットワーク（株）は、各設備に有効な予防対策、二次災害の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、電力施設災害応急計画を次に定める。

第1 応急対策

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり、次の対策を講ずるものとする。

（1）活動態勢

発令基準に従い、警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

（2）情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。

（3）通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い、通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

（4）広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じ、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

（5）要員の確保

各支部は、被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て道知事（空知総合振興局長）に要請するものとする。

（6）資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により、調達を図るものとする。

なお、必要により、指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

（7）応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

第21節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程及び保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

- ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。
- イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各係と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておくものとする。

- (ア) 要員の確保
- (イ) 防火、防水、救命用具の点検整備
- (ウ) 非常持出品の搬出整備
- (エ) 建物の補強
- (オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
- (カ) 排水設備の点検整備

イ 製造設備、供給設備

被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

(3) 人員の動員連絡の徹底

- ア 保安規程及び保安業務規程に基づき組織及び分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。
- イ 社外（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。
- ウ 道に協力を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとるものとする。

(4) 工具、機動力、資材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品についてあらかじめ対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

(6) 広報

災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

(7) 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

2 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」、「保安業務規程」及び「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第22節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、この計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、この計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地すべり
土石流
がけ崩れ
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川及び砂防えん堤の埋塞
砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資器材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町及び関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び本計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶ等）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

| 区分 | 表示方法 |
|-------|---------------|
| 危険宅地 | 赤のステッカーを表示する。 |
| 要注意宅地 | 黄のステッカーを表示する。 |
| 調査済宅地 | 青のステッカーを表示する。 |

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

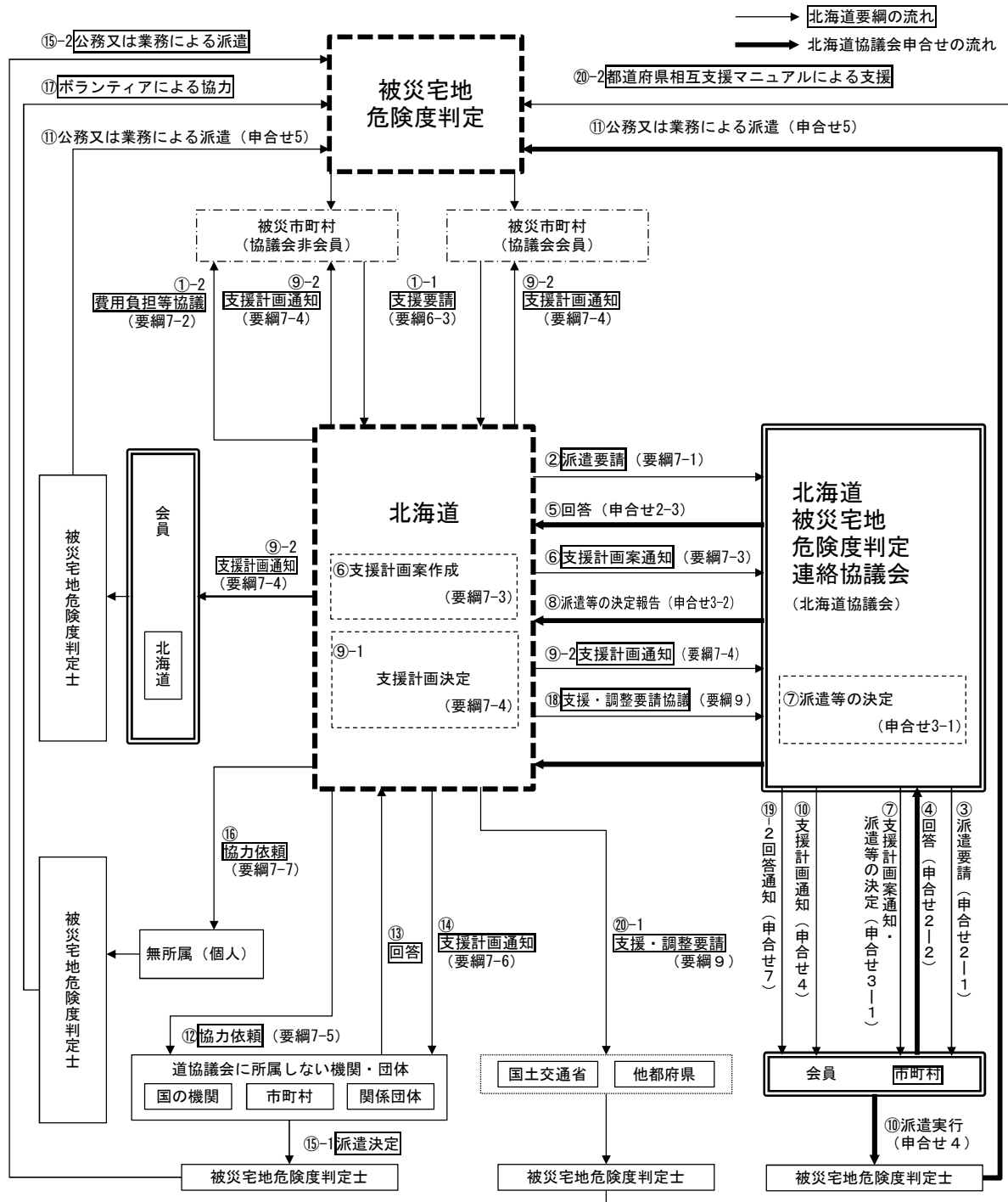
- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道と協力して危険度判定に使用する資器材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第25節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則として道知事が行う。ただし、救助法第30条第12項の規定に拠り委任された場合は町長が実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に道知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第5節「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、道知事が行う。また、建設場所については、原則として、町有地とする。ただし、町有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は町からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てによって実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 着工時期

救助法が適用された場合は、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。また、同法が適用されない場合においても、適用の場合に準ずるものとする。

(9) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 町区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数がその町区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が町区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、道知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等のあっせん、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんで依頼するものとする。

第4 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。

様式16 応急仮設住宅台帳
様式17 住宅応急修理記録簿

資料編P. 170
資料編P. 171

第5 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第6 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にもあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第7 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとし、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命、財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者（町・町教育委員会）

（1）防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

（2）児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

（3）施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・北海道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が道知事の委任により実施する。

第2 応急対策実施計画

1 休校措置

（1）休校の基準

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は、教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

（2）授業開始後の措置

授業開始後において休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合においては、注意事

項を十分に徹底させ、低学年児童にあっては教師が地区別に付き添う等の措置を講ずるものとする。

(3) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車、防災行政無線等確実な方法で児童生徒に周知徹底させるものとする。

2 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用等により授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建設を検討するものとする。

3 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の公共施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。）。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難受入収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

4 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 救助法適用に伴う学用品の供給

児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が道知事の委任により実施する。また、救助法が適用されない場合であっても、これに準ずるものとする。

1 対象者

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学に支障のある児童生徒

2 学用品の品目

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

第4 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び浦臼町文化財保護条例（昭和47年浦臼町条例第3号）による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、浦臼町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

- 1 町長（救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）
- 2 警察官

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にありかつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索の実施

町長が、消防機関、警察官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官）

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

- ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。
- ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行う。

(3) 火葬施設

| |
|------------|
| 資料6-3 火葬施設 |
|------------|

| |
|----------|
| 資料編P. 37 |
|----------|

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第4 応援の要請

町のみで逸走犬等の保護・収容等が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資器材のあつせん等の応援を要請するものとする。

また、町は、家庭動物の保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、道及び北海道獣医師会と連携して家庭動物の種類、頭数を把握した上で、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。

第30節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、災害時における家畜飼料の応急対策を実施するものとする。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって空知総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、付添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第3 家畜用水の確保

災害により営農用水施設の破壊又は用水汚染が生じた場合、自家用井戸又は自然河川水の利用を図り、速やかに施設の応急修理を行うとともに災害復旧に努めるものとする。

第31節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴って発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「浦臼町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

- (1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- (2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、空知総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

- (2) 移動できないものについては、滝川保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第32節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については、「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町、道及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動

- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第33節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任

町長は、災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼について行うものとする。

第2 民間団体への協力要請

1 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まず住民組織の奉仕団等を動員し、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

2 動員要請

本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し、総務対策部総務班を通じて要請するものとする。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定期間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 奉仕団等の要請先

(1) 奉仕団等の要請先

第3章第1節第4「住民組織等への協力要請」による。

(2) 奉仕団等の活動内容

奉仕団等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- ア 避難所に収容された被災者の世話
- イ 被災者への炊出し
- ウ 救援物資の整理、配送及び支給
- エ 被災者への飲料水の提供
- オ 被災者への医療及び助産の協力
- カ 避難所の清掃

- キ 町の依頼による被害状況調査
- ク その他災害応急措置の応援

第3 労務者の雇上げ

活動要員等に人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

1 労務者雇上げの範囲

- (1) 被災者の避難誘導のための労務者
- (2) 医療及び助産のための移送労務者
- (3) 被災者救出のための機械、器具又は資材の操作のための労務者
- (4) 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- (5) 救援物資支給のための労務者
- (6) 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

2 岩見沢公共職業安定所長への要請

- (1) 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、岩見沢公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- (2) 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 職業別、所要労務員数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項
- (3) 岩見沢公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第34節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により道知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入れ側（以下「受入れ側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上決定する。

また受入れ側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。
- 4 派遣職員のサービスは受入れ側の規定を適用するものとする。
- 5 受入れ側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第4 自衛隊に対する要請

本章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき派遣要請の要求を行うものとする。

第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、この計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助は、道知事（空知総合振興局長）が行う。

ただし、町長は道知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

| | | 適用基準 | |
|--|---------|------------------------------|--|
| 被害区分 町の人口 | 町単独の場合 | 被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上) | 被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合 |
| | 住家滅失世帯数 | 住家滅失世帯数 | |
| 浦臼町 (5,000人未満) | 30 | 15 | 町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。 |
| 摘要 | | | |
| <p>1 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの</p> <p>(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p> | | | |

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、町において現に救助を必要とする者に対して行う。

第3 救助法の適用手続

- 1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

道知事は、救助法が適用された場合には、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

(1) 災害が発生した場合

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者区分 |
|----------------------|--|---------------------------------|
| 避難所の設置 | 7日以内 | 町・日赤道支部 |
| 応急仮設住宅の供与 | 20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能 | 対象者、対象箇所を選定～町設置～道（ただし、委任したときは町） |
| 炊出しその他による食品の給与 | 7日以内 | 町 |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | 町 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内 | 町 |
| 医療 | 14日以内 | 医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町） |
| 助産 | 分べんの日から7日以内 | 医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町） |
| 災害にかかった者の救出 | 3日以内 | 町 |
| 住宅の応急修理 | 1ヶ月以内 | 町 |
| 学用品の給与 | 教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内 | 町 |
| 埋葬 | 10日以内 | 町 |
| 遺体の搜索 | 10日以内 | 町 |
| 遺体の処理 | 10日以内 | 町・日赤道支部 |
| 障害物の除去 | 10日以内 | 町 |
| 生業資金の貸与 | | 現在運用されていない |

(注) 期間については全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者区分 |
|--------|--|-------|
| 避難所の設置 | 救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで | 町 |

2 救助に必要とする措置

道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、浦臼町の地域において地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第3 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推

進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

1 実施責任

(1) 浦臼町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、町、道その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものについては、第1章第5節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

3 町民及び民間事業者の基本的責務等

町民及び民間事業者の基本的責務等については、第1章第6節「町民及び事業所の基本的責務」に準ずるものとする。

第4 浦臼町の社会的情勢

地震災害は、地盤、地質等の自然条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特性を持っている。

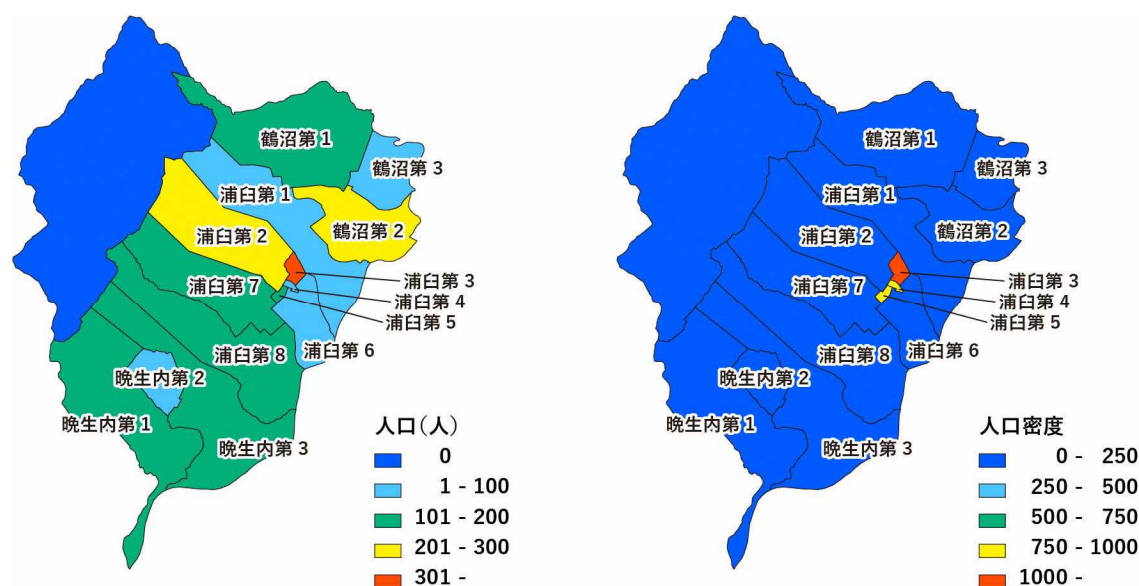
被害を拡大する社会的災害要因として、人口の集中、生活環境の変化、IT技術の進展及び住

民の共同意識の変化等がある。

1 人口の集中

浦臼町の人口は、平成27年の国勢調査で1,985人であり、町の中心部である浦臼地区に人口全体の約6割が集中している状況である。

人口が集中することに伴い、被災人口の増加と火災の多発及び延焼地域拡大の要因となるばかりでなく、交通量も増加すること等から、一旦地震が発生した場合は、大きな交通障害等が被災者の避難行動や消防自動車等緊急自動車の通行を阻害し、更に被害を波及拡大する要因となる。



浦臼町の人口分布及び人口密度

(平成27年国勢調査小地域データを使用)

2 生活環境の変化

日常生活においては、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっていることから、これらライフライン等に被害が発生した場合、情報不足等による生活面での不安が増大し、社会的混乱の要因となる。

3 IT技術の進展

最近のIT技術の目覚ましい進展を背景として、最新の情報システムは社会、経済及び生活の各方面に広く活用され、生活の中に浸透している。

これら情報システムは、公共機関、金融機関、流通機関等の中枢管理機能の都市部への集積を促進し、社会経済活動の動脈としてますます重要性を増してきているが、ひとたび地震によって被害を受け、機能に障害が及ぶことがあれば、その影響は多方面に及び、被害が甚大なものに拡大するといった災害の広域連鎖が発生する危険性を内包している。

4 町民の共同意識の変化

最近の世帯動向をみると、核家族世帯が増加しており、それに伴い町民の地域的連帯感が希薄化しているが、近年の地震の多発により災害時における隣近所同士の助け合い等、連帯意識の必要性が再認識されてきている。

第5 町における地震の想定

1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

2 地震被害の予測

平成30年2月に北海道が公表した全道の地震被害想定によると、町においては以下の16地震（49モデル）についての被害想定結果が公表されている。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 十勝平野断層帯主部の地震 | (3モデル) |
| (2) 富良野断層帯西部の地震 | (3モデル) |
| (3) 増毛山地東縁断層帯の地震 | (6モデル) |
| (4) 沼田－砂川付近の断層帯の地震 | (6モデル) |
| (5) 当別断層帯の地震 | (2モデル) |
| (6) 石狩低地東縁断層帯主部の地震 | (13モデル) |
| (7) 黒松内低地断層帯の地震 | (3モデル) |
| (8) サロベツ断層帯の地震 | (3モデル) |
| (9) 西札幌背斜に関連する断層の地震 | (1モデル) |
| (10) 月寒背斜に関連する断層の地震 | (1モデル) |
| (11) 野幌丘陵断層帯の地震 | (1モデル) |
| (12) 十勝沖の地震 | (1モデル) |
| (13) 三陸沖北部の地震 | (1モデル) |
| (14) 北海道北西沖の地震 | (2モデル) |
| (15) 北海道南西沖の地震 | (1モデル) |
| (16) 北海道留萌の地震 | (2モデル) |

町に最も大きな被害をもたらす地震は増毛山地東縁断層帯の地震であり、その被害想定結果を以下に示す。

| 被害想定項目 | 小項目 | 被害想定結果 | | 最大被害の想定地震 |
|--------|--------------------|--------|-------|--------------|
| 地震動 | 地表における震度 | 6.6 | (震度7) | 増毛45_5 |
| 建物被害 | 全壊棟数 | 71 | 棟 | 増毛45_5 (PT1) |
| | 半壊棟数 | 181 | 棟 | 増毛45_5 (PT1) |
| 火災被害 | 焼失棟数 | 1 | 棟 | 増毛45_5 (PT3) |
| 人的被害 | 死者数 | 1 | 人 | 増毛45_5 (PT1) |
| | 重傷者数 | 3 | 人 | 増毛45_5 (PT1) |
| | 軽傷者数 | 27 | 人 | 増毛45_5 (PT1) |
| | 避難者数 | 640 | 人 | 増毛45_5 (PT3) |
| ライフライン | 上水道の被害箇所数 | 103 | 箇所 | 増毛45_5 |
| | 上水道の断水人口 (1日後) | 1,663 | 人 | 増毛45_5 |
| | 下水道の被害延長 | 2.6 | km | 増毛45_5 |
| | 下水道の機能支障人口 | 169 | 人 | 増毛45_5 |
| 交通施設被害 | 主要な道路の被害箇所数 | 2 | 箇所 | 増毛45_5 |
| | 橋梁 (15m以上) の不通箇所 | 1 | 箇所 | 増毛45_5 |
| | 橋梁 (15m以上) の通行支障箇所 | 2 | 箇所 | 増毛45_5 |

3 増毛山地東縁断層帯

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する(別図)。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

別図

増毛山地東縁断層帯の活動層位置と主な調査地点



(出典 : https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_katsudanso/f004_mashike-numata/)

第2節 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- コ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。

- ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じ、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。
- エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- カ 正確な情報を入手すること。
- キ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ク エレベーターの使用は避けること。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 駅等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段等に殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明等の下からは退避すること。

4 街等屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建築物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建築物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建築物のそばであれば、建築物の中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯する等周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握等地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保等防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町、道及び防災関係機関及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び防災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町及び道は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町、道及び国は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町、道及び国は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (4) 町及び道は、防災拠点や学校等公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

- (5) 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 町及び道は、住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (7) 町、道、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止等総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 町、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3 主要交通の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努める等して、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及びかんがい用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資器材の備蓄等に努める。
- (2) 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策等

- (1) 町、道、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

- (3) 町、道及び国は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある貯水池等について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得る等環境整備に努めること。

第3 地震に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震等）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

- (2) 町及び道並びに防災関係機関は、町民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項

- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 広報誌（紙）、広報車両の利用
- (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (オ) パンフレットの配布
- (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

ウ 町及び道並びに防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と町民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

実施に当たっては、第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

第5 物資及び防災資器材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、地震災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資器材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

実施に当たっては、第4章第3節「物資及び防災資器材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

実施に当たっては、第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況又は応急救護等速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災等の緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

第8 避難体制整備計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町、道及び砂川地区広域消防組合は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱い及び

耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町、道及び砂川地区広域消防組合は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 宿泊施設、集合住宅、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町及び砂川地区広域消防組合は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町及び砂川地区広域消防組合は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

砂川地区広域消防組合は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第11 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災等による災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び砂川地区広域消防組合は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

- ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 砂川地区広域消防組合

- ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。
- ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

(3) 滝川警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資器材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者

- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告するものとする。

(2) 滝川警察署

- ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資器材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(3) 砂川地区広域消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

- ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 滝川警察署

- ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資器材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(3) 砂川地区広域消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第12 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防火対策の促進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2) 公共施設の耐震性の向上

町は、地震等の大規模な災害が発生した場合に、災害応急対策の実施拠点や避難所となる庁舎や公立学校施設等の防災拠点となるべき公共施設の耐震性の向上に積極的に取り組むものとする。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、浦臼町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づいて勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

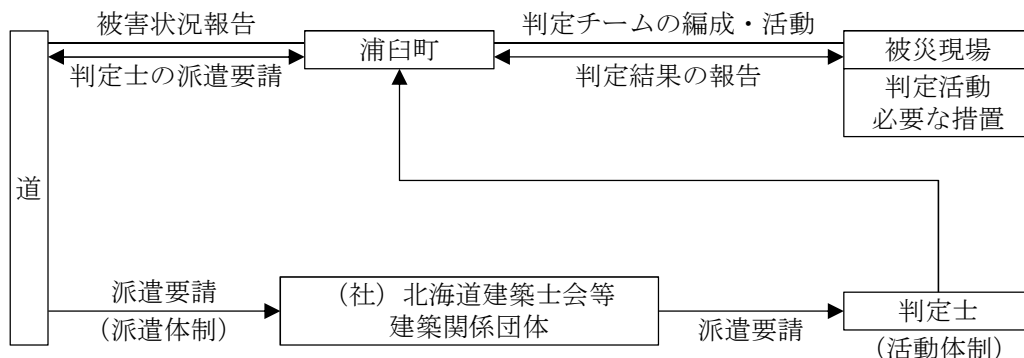
町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(6) 被災建築物の安全対策

ア 応急危険度判定の活動体制

(ア) 町及び道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

(イ) 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。
判定活動の体制は、次のとおりとする。



(ウ) 町及び道は連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

イ 応急危険度判定の基本的事項

(ア) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(イ) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(ウ) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

ウ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

エ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表する。また、町、道及び国は、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第13 土砂災害の予防計画

地震動に起因する土砂災害の予防については、この計画の定めるところによるほか、第4章第15節「土砂災害の予防計画」を準用する。

第14 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 基本的な考え方

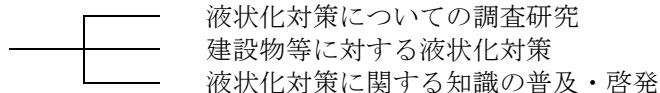
町は、防災関係機関との連携の下、地盤の液状化による被害を最小限に食い止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として調査研究を行う等、液浄化対策を推進する。

2 液状化対策の推進

- (1) 町及び道並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)

液状化対策の推進



- (2) 液状化対策の調査・研究

町及び道並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

- (3) 液状化の対策

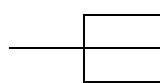
液状化の対策としては、大別して

- ア 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
イ 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

ウ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
が考えられる。

(手法の体系)

液状化の対策



液状化発生の防止（地盤改良）
液状化による被害の防止（構造的対応）
代替機能の確保（施設のネットワーク化）

(4) 液状化対策の普及・啓発

町及び道並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等
に対して知識の普及・啓発を図る。

第15 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪に
よる被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷
期における地震災害の軽減に努める。

実施に当たっては、第4章第16節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第16 業務継続計画の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計
画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業
者は、災害事に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとし
る。

実施に当たっては、第4章第18節「業務継続計画の策定」を準用する。

第17 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するも
のとし、この計画の実施に当たっては、第4章第17節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3節 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

1 町の災害対策組織

町長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第3章第1節第3「本部の配備体制」の定めるところにより災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 民間団体との協力

町は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

第2 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民等への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 地震情報の種類と内容

| 情報の種類 | 発表基準 | 発表内容 |
|-------------|--|--|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表 |
| 各地の震度に関する情報 | ・震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表 |

3 地震活動に関する解説情報等

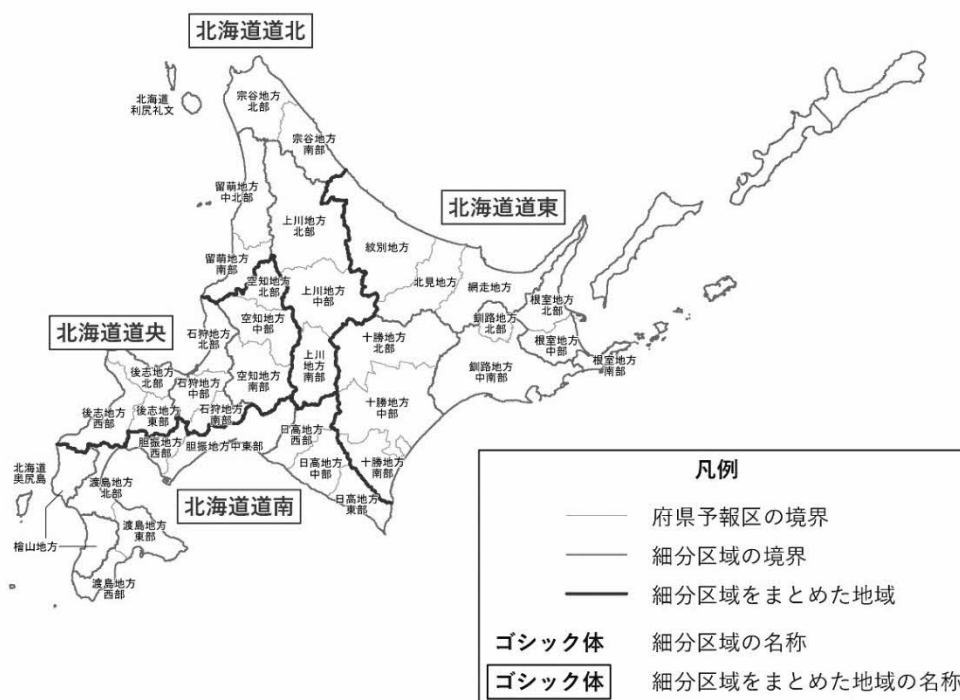
地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページ等でも発表している資料は、以下のとおりである。

| 解説資料等の種類 | 発表基準 | 内容 |
|--------------|--|---|
| 地震解説資料（速報版）※ | 北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） | 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等及び地震の図情報を取りまとめた資料 |

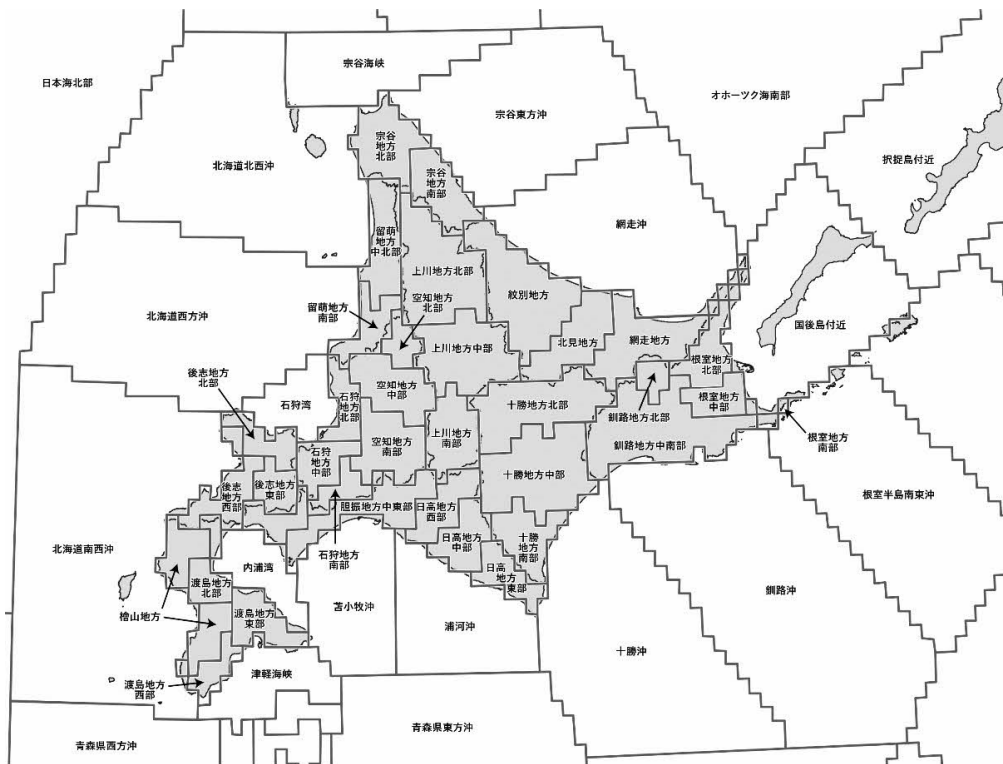
| 解説資料等の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-----------------|---|--|
| 地震解説資料 (詳細版) | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 | 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加え、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 |
| 地震活動図 | ・定期(毎月初旬) | 地震に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料 |
| 週間地震概況 | ・定期(毎週金曜) | 防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度3以上 | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグにチュート)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 |

4 地震に関する情報に用いる地域名称、震央地名

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 震央地名



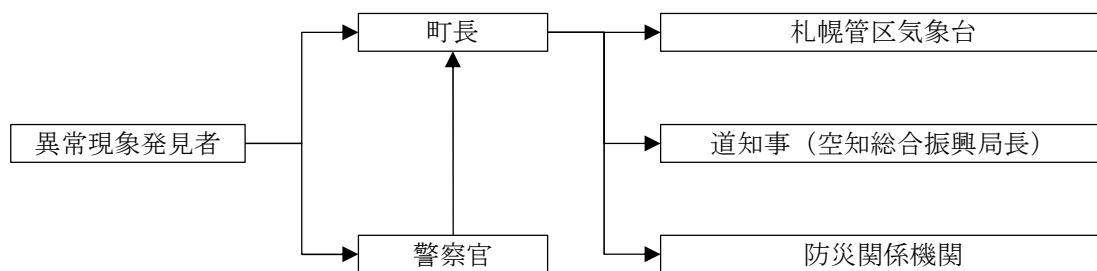
5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道知事（空知総合振興局長）及び札幌管区気象台等関係機関に通報する。

(1) 異常気象

頻発地震、異常音響及び地変

(2) 通報系統図



第3 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、次のとおりである。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

- (1) 町及び道は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等によって住民等への伝達に努めるものとする。
- (2) 町、道及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害によって孤立する危険のある地域の被災者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地区で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地区の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (3) 町、道等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。
また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (5) 町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

- (1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）
なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町、道等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第4 災害広報計画

町、道及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5 避難対策計画

地震災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりであるほか、第5章第5節「避難対策計画」を準用する。

第6 救助救出計画

地震災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、第5章第10節「救助救出計画」を準用する。

第7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 浸水危険区域

- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になる等、消防能力が低下すること等から、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

5 危険物の保安活動

(1) 石油、薬品及び火薬類の対策

ア 町長は、危険物等の製造取扱者、販売業者及び消費者に対し、一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬消費等を禁止し、又は制限する。

イ 町長は、被害が広範囲にわたり引火し、若しくは爆発し、又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関との連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難又は立退きの勧告又は指示をする。

ウ 危険物取扱所等

資料4-4 危険物取扱所等

資料編P. 29

(2) 放射性物質の対策

ア 火災等により放射線障害が発生し、また発生のおそれがある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また、延焼防止を主眼として汚染区域の拡大を防止する。

イ 大量放出又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに、立入禁止区域を設定する。

第8 災害警備計画

地震災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備についての計画は、第5章第13節「災害警備計画」によるものとする。

第9 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、第5章第14節「交通応急対策計画」によるものとする。

第10 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資器材、物資の輸送を迅速確実に行うための計画は、第5章第15節「輸送計画」によるものとする。

第11 ヘリコプター等活用計画

地震災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」によるものとする。

第12 食料供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、第5章第16節「食料供給計画」によるものとする。

第13 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、第5章第17節「給水計画」によるものとする。

第14 衣料・生活必需物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、第5章第18節「衣料、生活必需物資供給計画」によるものとする。

第15 石油類燃料供給計画

地震災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」によるものとする。

第16 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、第5章第20節「電力施設災害応急計画」、第5章第21節「ガス施設災害応急計画」、第5章第22節「上下水道施設対策計画」によるものとする。

第17 医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、第5章第11節「医療救護計画」によるものとする。

第18 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、第5章第12節「防疫計画」によるものとする。

第19 廃棄物等処理計画

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理・処分及び死亡獣畜等の処理等の業務に関する計画は、第5章第31節「廃棄物等処理計画」によるものとする。

ただし、住民又はその周辺に運ばれた土石等の除去については、第5章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

第20 家庭動物等対策計画

地震災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、第5章第29節「家庭動物等対策計画」によるものとする。

第21 文教対策計画

地震によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、第5章第27節「文教対策計画」によるものとする。

第22 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、第5章第25節「住宅対策計画」によるものとする。

第23 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、第5章第24節「被災宅地安全対策計画」を準用するほか、次のとおりである。

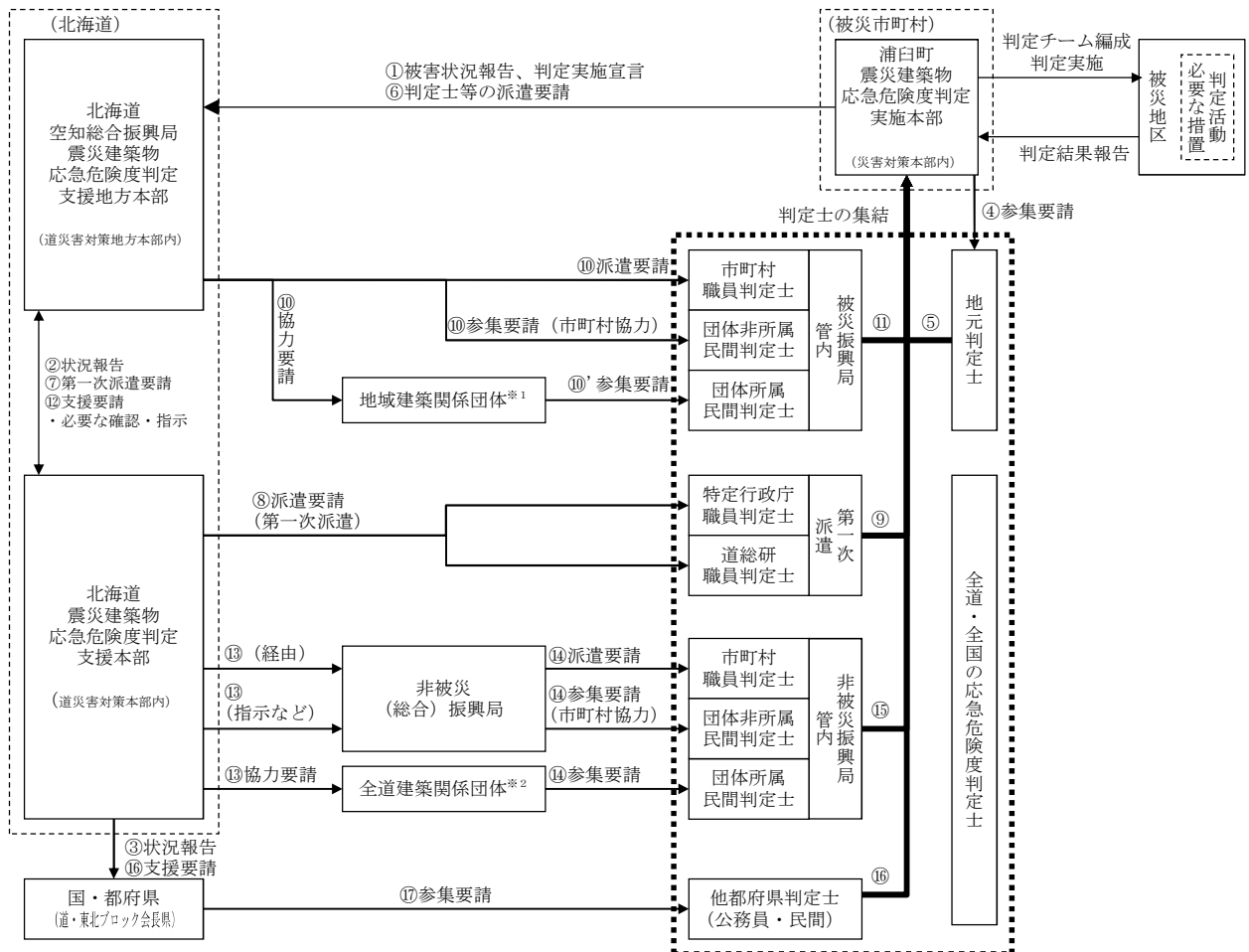
1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士〇〇支部）
 ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

(2) 基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 町及び道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事業者

関係法令に定める方法により、石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第24 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、第5章第24節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第25 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第26 障害物除去計画

地震災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合の計画は、第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第27 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時等、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、第5章第5節第14「広域一時滞在」による。

第28 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、道知事及びその他の災害派遣要請権者は自衛隊（指定部隊の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができ、その計画は第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第29 防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携に関する計画は、第5章第32節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第30 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、第5章第35節「災害救助法の適用と実施」に定めるところによる。

第4節 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1 災害復旧計画

災害復旧計画については、第8章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2 被災者援護計画

被災者援護計画については、第8章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

1 融資・貸付け等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、被災市町村と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

イ 町、道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁等の道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等大規模な事故による被害（事故災害）、大規模停電についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

本町において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、町及びその他防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害応急対策

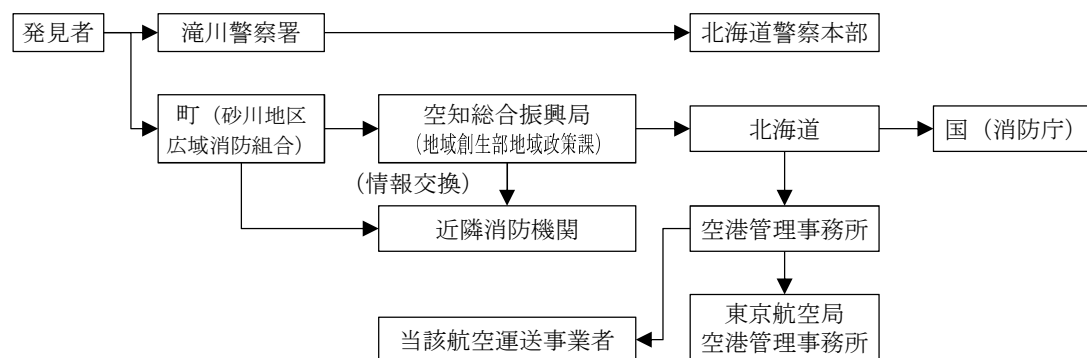
1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

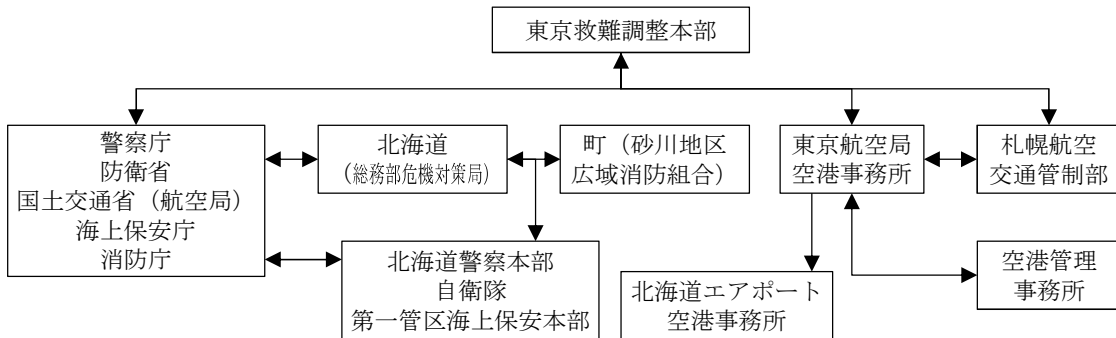
(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



（注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる

（2）実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（1）実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、浦臼町、砂川地区広域消防組合、北海道（空知総合振興局）、北海道警察（滝川警察署）

（2）実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- （ア）航空災害の状況
- （イ）家族等の安否情報
- （ウ）医療機関等の情報
- （エ）関係機関の災害応急対策に関する情報
- （オ）その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事

項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプター等多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めによる。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 砂川地区広域消防組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- (2) 砂川地区広域消防組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

札幌方面滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第12節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 道路管理者（町）

- (1) 橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため、必要な体制の整備に努めるものとする。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じて体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (8) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ、再発防止対策を実施するものとする。

第3 災害応急対策

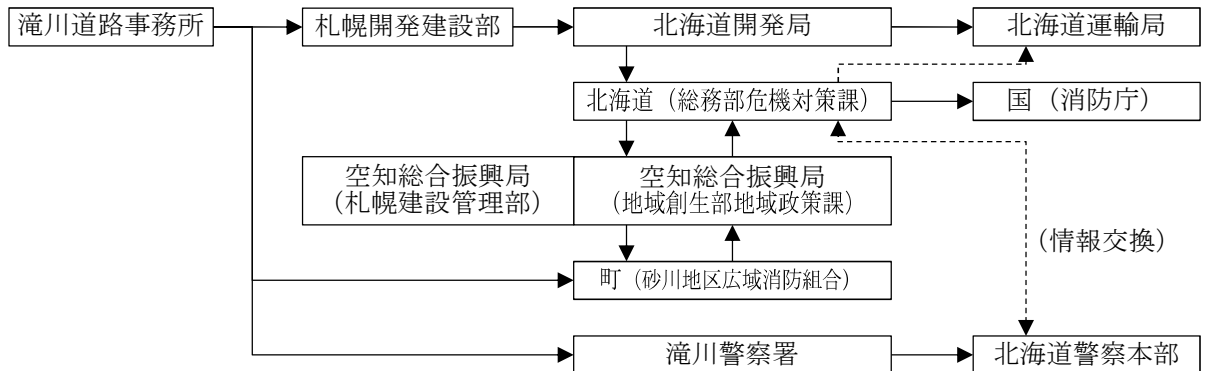
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

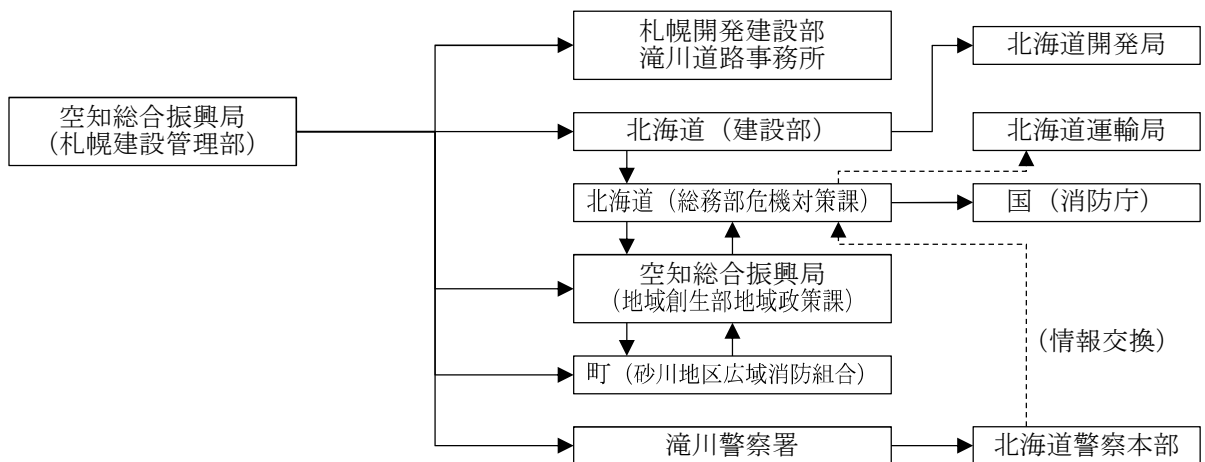
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

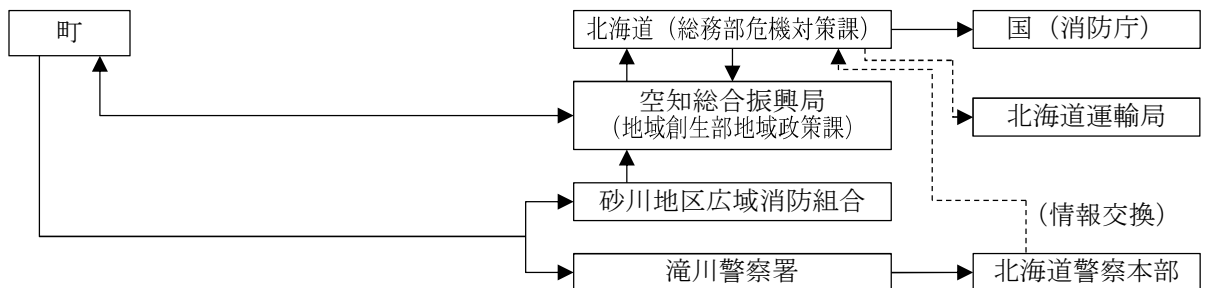
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、浦臼町、砂川地区広域消防組合、北海道（空知総合振興局）、北海道警察（滝川警察署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 浦臼町

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 滝川警察署（北海道警察）

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性にかんがみ、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用する等して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

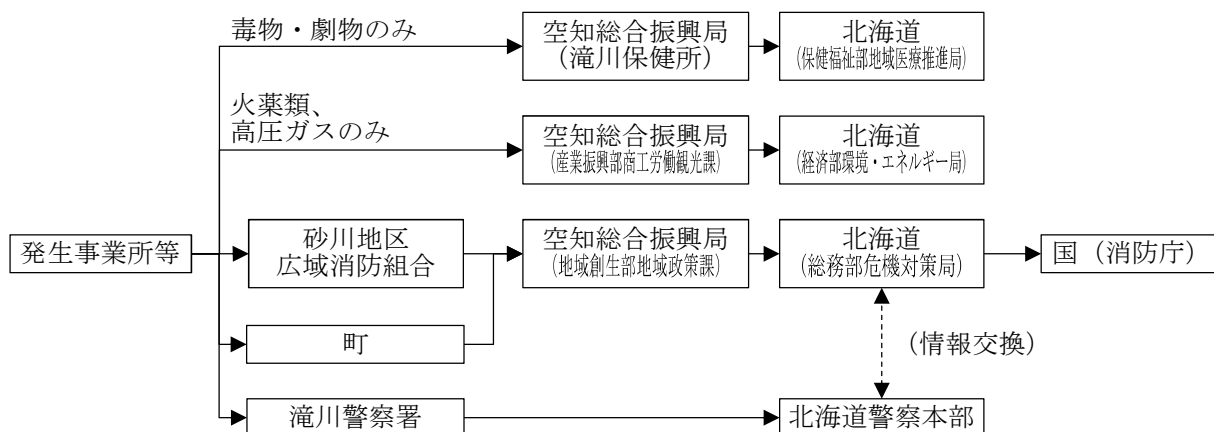
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報

- (ウ) 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
 - (エ) 医療機関等の情報
 - (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
 - (カ) その他必要な事項
- イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 浦臼町

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 砂川地区広域消防組合

- ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- イ 砂川地区広域消防組合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

10 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び砂川地区広域消防組合は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

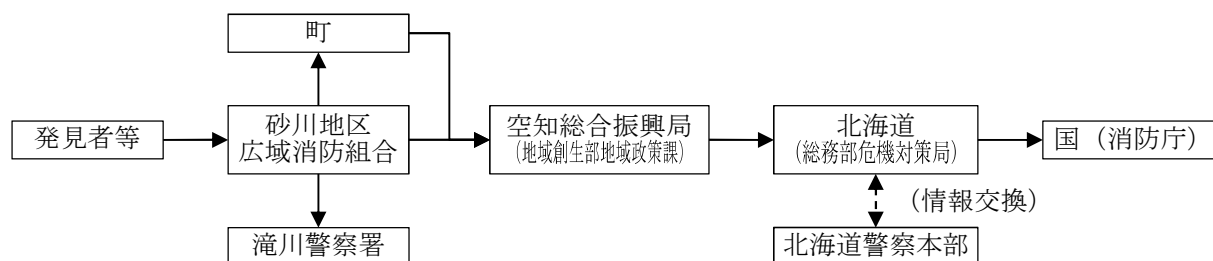
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節

「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 浦臼町

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

9 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、次により対策を講ずるものとする。

(1) 浦臼町、道、北海道森林管理局

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び浦臼町火入れに関する条例（平成元年浦臼町条例第34号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資器材等の整備

- (ア) 林野火災消火資器材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

2 気象情報対策

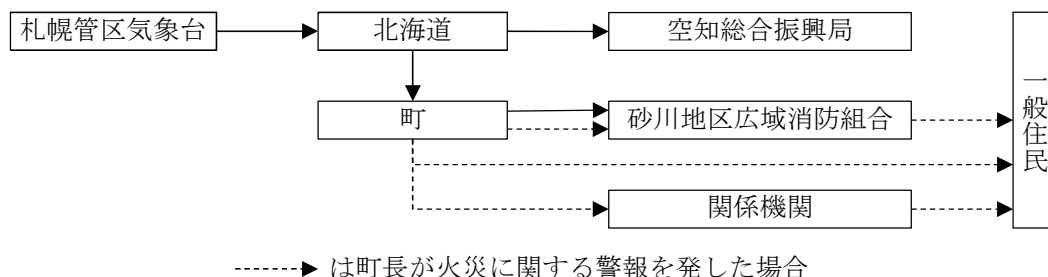
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は、次によって警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

林野火災気象通報は、火災気象通報により、気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第2節第2の7「火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）」のとおりである。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりとする。



ア 道

通報を受けた道は、直ちにこれを空知総合振興局及び町へ通報するものとする。

イ 町

通報を受けた町は、砂川地区広域消防組合へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき、火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、砂川地区広域消防組合、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

ウ 関係機関

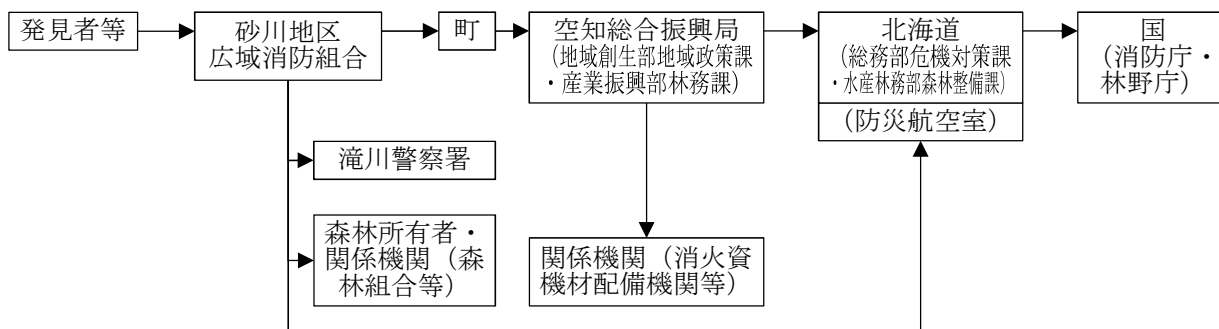
火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 町及び空知総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 浦臼町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

8 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第6節 大規模停電対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (2) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (3) 町民に対し、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携し、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (6) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

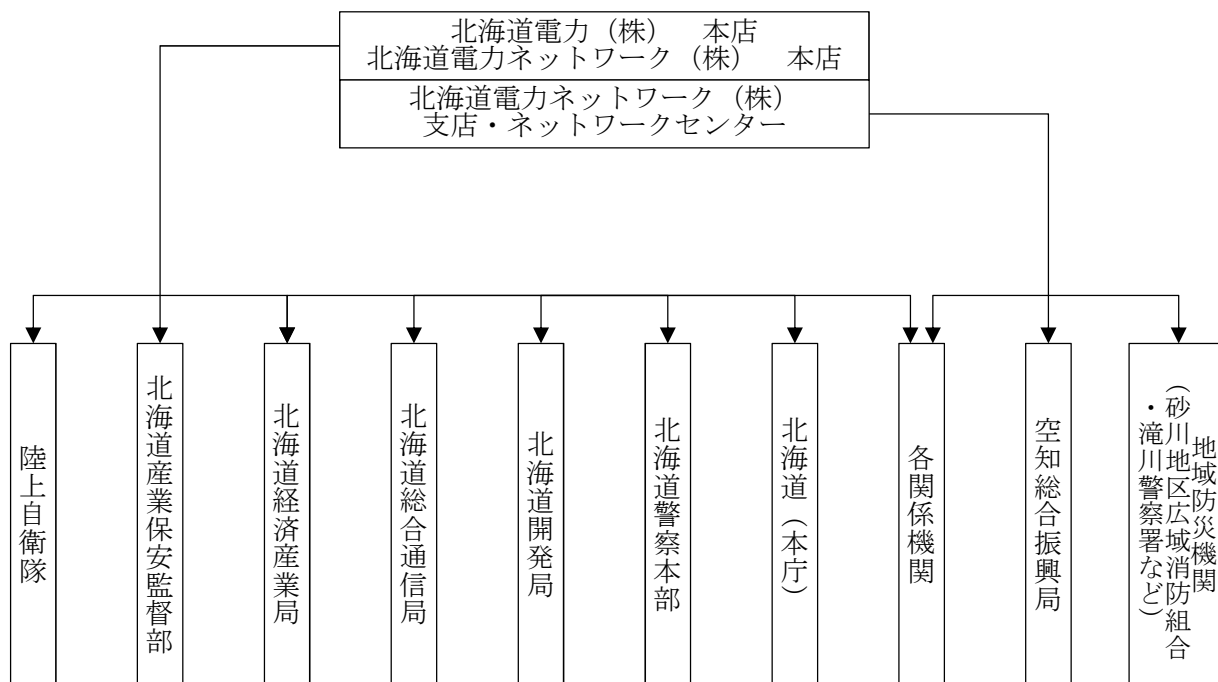
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次によって実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



※上記のほか、北海道電力(株)と北海道の管理職によるホットラインを設置

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

浦臼町、北海道、北海道警察、北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し

- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 浦臼町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じ、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 北海道電力(株)、北海道電力ネットワーク(株)

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり、災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次によって実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

7 避難所対策

大規模停電災害により、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力（株）及び北海道電力ネットワーク（株）は、道と北海道電力（株）、北海道電力ネットワーク（株）及び関係機関の協議による電源車等の配備先の決定に基づいて電源車の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じ、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

水道管理者は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じ、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対して応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

町、道及び消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地滑り防止施設
 - (5) 道路
 - (6) 下水道
 - (7) 公園
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画

- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね資料8-5のとおりである。

| |
|------------------|
| 資料8-5 事業別国庫負担等一覧 |
|------------------|

| |
|----------|
| 資料編P. 80 |
|----------|

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 浦臼町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法によって実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じ、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 消防機関

町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じ、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

| | |
|-------------------------------|--|
| ア 氏名 | サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 |
| イ 生年月日 | |
| ウ 性別 | |
| エ 住所又は居所 | シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
| オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号 |
| カ 援護の実施の状況 | |
| キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | |
| ク 電話番号その他の連絡先 | |
| ケ 世帯の構成 | |
| コ り災証明書交付の状況 | セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項 |

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、本節第2の1の(2)のス

の個人番号を含めない。

第3 融資・貸付け等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付け等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援